



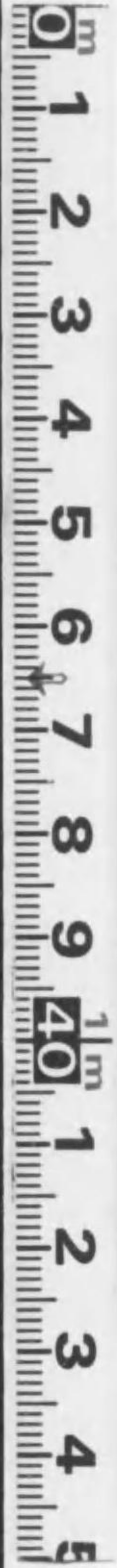
特28-863

1200800174014

新民の友

267

674



始



特28
863
~~特46~~
~~577~~

國民の四大義務

- 遵法の義務
- 兵役の義務
- 納税の義務
- 教育の義務

勅語

朕惟我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ國民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德業ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アルハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ威其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

45. 3. 26

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ愛ニ益々國交ヲ修メ友誼ヲ淳シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須フ戰後日尙淺ク憲政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡ノ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ洋風ノ誠ヲ檢サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ卓猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

皇室

<p>百二十一代 今上天皇 御名 睦仁 御降誕 嘉永五年十一月三日 孝明天皇第二皇子 御即位 明治元年八月二十七日</p>	<p>皇后宮 御名 美子 御誕生 嘉永三年五月二十八日 故從一位一條忠香公第三女 御入内 明治元年十二月廿八日</p>	<p>大勳位 皇太子 御名 嘉仁 御誕生 明治十二年八月卅一日 第三皇子 立太子 明治十二年十一月三日</p>	<p>勳一等 皇太子妃 御名 節子 御誕生 明治十七年六月廿五日 故從一位九條通孝公第四女 太子妃 宣下 明治三十三年五月十日</p>
<p>太子内親王 泰宮 御誕生 明治二十九年五月十一日 第九皇女</p>	<p>裕仁親王 迪宮 御誕生 明治三十四年四月廿九日 第一皇孫</p>	<p>雍仁親王 淳宮 御誕生 明治三十五年六月廿五日 第二皇孫</p>	<p>宣仁親王 光宮 御誕生 明治三十八年一月三日 第三皇孫</p>

進

取

申
廉書

御製

社頭祈世

常しへに民やすかれといのるなる

わが世を守れ伊勢の大神

御歌

社頭祈世

神風の伊勢の内外のみやはしら

ゆるぎなき世をなほいのるかな

例言

- 一 小學卒業生の賞品に適當なるもの少きは吾人が常に遺憾とする所なり本書は此の要求に應せんが爲に編輯したるものなり
- 一 本書は國民一般の日常心得べき各種の事項を廣く蒐集したるものなれば何人にも座右に備へ置かば頗る重寶なるべし
- 一 材料は修身國語算術地理歴史等の順序に排列し附録に諸願届の書式書翰文例等を入れたり
- 一 諸規則公用文例等の如き止を得ざるものゝ外は務めて文章を平易簡明にし又日常必須ならざる限りは之を省略削除したり
- 一 内容の充實を重んじ紙数の輕減を圖りたるが爲に文字を小さくするの止を得ざるに至りたるは編者の遺憾とする所なり
- 一 表紙の圖案は白子徒弟學校教諭田中洞儷畫伯が特に本書の爲に考案せられたるものなりこゝに謹んで謝意を表す
- 一 印刷を急ぎたる爲に紛然たる雜多の材料を整理するに暇なく魯魚の三りも亦免れざるべし他日の改訂を期す

明治辛亥歲三月春雨とばふる夜

編者識るす

新民之友目次

河藝部青年團宣言書	一頁	親等表	一頁
青年會の事業	二頁	國語假名遣	一頁
大祭祝日解釋	三頁	字音假名遣	一頁
國旗につきての注意	四頁	變體假名	一頁
議員選舉	五頁	異字表	一頁
勳章賞杯規定	六頁	活字の大さ	一頁
修身和歌	七頁	算術公式	一頁
教訓的俳句	九頁	外國貨幣度量衡換算表	二頁
座右 右 訓	二頁	メートル法度量衡	三頁
家運盛衰御環圖	二頁	納稅諸規則摘要	三頁
贈物に就きての心得	三頁	利子積算表	三頁
服喪の規定	三頁	河藝部町村人口及大字名	三頁
年 齡 呼 稱	三頁	三重縣町村數及面積人口	三頁

例言

- 一 小學卒業生の賞品に適當なるもの尠きは吾人が常に遺憾とする所なり本書は此の要求に應せんが爲に編輯したるものなり
- 一 本書は國民一般の日常心得べき各種の事項を廣く蒐集したるものなれば何人にも座右に備へ置かば頗る重寶なるべし
- 一 材料は修身國語算術地理歴史等の順序に排列し附録に諸願届の書式書翰文例等を入れたり
- 一 諸規則公用文例等の如き止を得ざるものゝ外は務めて文章を平易簡明にし又日常必須ならざる限りは之を省略削除したり
- 一 内容の充實を重んじ紙数の輕減を圖りたるが爲に文字を小さくするの止を得ざるに至りたるは編者の遺憾とする所なり
- 一 表紙の圖案は白子徒弟學校教諭田中洞傳畫伯が特に本書の爲に考案せられたるものなりこゝに謹んで謝意を表す
- 一 印刷を急ぎたる爲に紛然たる雜多の材料を整理するに暇なく魯魚の三りも亦免れざるべし他日の改訂を期す

明治辛亥歲三月春雨をばふる夜

編者識るす

斯民之友目次

河藝郡青年團宣言書	一頁	親等表	一五頁
青年會の事業	二頁	國語假名遣	一六頁
大祭祀日解釋	三頁	字音假名遣	一七頁
國旗につきての注意	四頁	變體假名	一九頁
議員選舉	五頁	畧字表	一九頁
褒章賞杯規定	六頁	活字の大きさ	二〇頁
修身和歌	七頁	算術公式	二〇頁
教訓的俳句	九頁	外國貨幣度量衡換算表	二二頁
座右訓	二頁	メートル法度量衡	三三頁
家運盛衰循環圖	二頁	納稅諸規則摘要	三三頁
贈物に就きての心得	三頁	利子積算表	三五頁
服喪の規定	四頁	河藝郡町村人口及大字名	三五頁
年齢呼稱	四頁	三重縣町村數及面積人口	三五頁

通車賃割引規定	三三頁
河原田よりの哩數及三等賃錢表	三七頁
國史略年表	三七頁
色について	四二頁
應急治療法	四二頁
牛乳飲用法	四四頁
徵兵規則摘要	四四頁
帝國海軍力	四六頁
帝國陸軍配備表	四七頁
郵便規則摘要	四九頁
農家中行事	五二頁



斯民之友目次終

斯民之友

河藝郡青年團宣言書

謹んで按ずるに伊勢の國は皇祖大神の鎮まりまします所神路の山は千歳綠濃に御裳濯川は萬世流清く億兆蒼生をして自ら肅然として容を改めしむ是れ實に我が國躰の淵源にして宇内に其の偉を見ざる所たり而して我が河藝郡はこの國の中心にあり神境靈跡尠からず斯民の感ずる所殊に深し郡青年團の由來豈偶然ならんや抑皇祖の大詔は炳として日月の如く列聖の宏業は嚴として泰斗の如し而して維新の皇謨は進取の國是を定めさせ給ひ教育勅語と戊申詔書とは吾人臣民の遵奉すべき信條を示させ給へり吾人この金甌無缺の王土に生れ至仁至慈なる昭代に遭遇し振古未曾有の福利を享受す誰か感奮激勵以て謝恩報徳の道を講せざらんや而も一箭は折れ易く束矢は屈し難く五指のこもく、彈くは一拳の力強きに如かず是れ青年團の必要なる所以なりあく我が河藝郡青年團はかくの如くにして起りかくの如くにして成るいざや其の日常遵守すべき綱領及實行要目を左に掲げん會員たらんもの誠心誠意日夜に捧持し以て其の本分を盡さんことを期せよ

海軍賃割引規定	三三頁
河原田よりの哩數及三等賃錢表	三七頁
國史略年表	三九頁
色についで	四一頁
應急治療法	四二頁
牛乳飲用法	四三頁
徵兵規則摘要	四四頁
帝國海軍力	四五頁
帝國陸軍配備表	四七頁
郵便規則摘要	四九頁
農家中行事	五一頁

斯民之友目次終



斯民之友

河藝郡青年團宣言書

謹んで按ずるに伊勢の國は皇祖大神の鎮まりまします所神路の山は千歳綠濃に御裳
 濯川は萬世流清く億兆蒼生をして自ら肅然として容を改めしむ是れ實に我が國牀の
 淵源にして宇内に其の偉を見ざる所たり而して我が河藝郡はこの國の中心にあり神
 境靈跡尠からず斯民の感ずる所殊に深し郡青年團の由來豈偶然ならんや抑皇祖の大
 詔は炳として日月の如く列聖の宏業は嚴として泰斗の如し而して維新の皇謨は進取
 の國是を定めさせ給ひ教育勅語と戊申詔書とは吾人臣民の遵奉すべき信條を示させ
 給へり吾人この金甌無缺の王土に生れ至仁至慈なる昭代に遭遇し振古未曾有の福利
 を享受す誰か感奮激勵以て謝恩報徳の道を講せざらんや而も一箭は折れ易く束矢は
 屈し難く五指のこもく弾くは一拳の力強きに如かず是れ青年團の必要なる所以な
 りあく我が河藝郡青年團はかくの如くにして起りかくの如くにして成るいさや其の
 日常遵守すべき綱領及實行要目を左に掲げん會員たらんもの誠心誠意日夜に捧持し
 以て其の本分を盡さんことを期せよ

綱領

- 一、建國の由來に鑑み敬神崇祖の大義を重んずべし
- 二、維新の皇謨に則り進取向上の元氣を振作すべし
- 三、心身を鍊り學藝を修め獨立自營の基礎を作るべし
- 四、禮儀を尙び規律を重んじ共同一致の良俗を馴致すべし
- 五、勤勉力行分度を守り推讓の美風を發揮すべし

實行要目

- 一、祝祭日には必ず國旗を掲ぐる
- 二、氏神祭典には必ず参拜すること
- 三、祭祀を重んじ墓所を大切にすること
- 四、深呼吸冷水浴其他の方法により心身を鍛鍊する事
- 五、身のまはり家のあたりを清潔にすること
- 六、講習會夜學會等に出席すること
- 七、左側行進を勵行すること
- 八、時間と約束を守る
- 九、老人幼者を勞はる
- 十、途中葬儀に會したるときは敬意を表すること
- 十一、公共物及道路を大切にすること
- 十二、夜遊を戒め朝起を勵行すること
- 十三、毎月貯金すること

青年會の事業

青年會は今や全國を通じて組織せられざるはなく以て各自の修養、社會の風紀改善、産業の發達を企圖せり、而して其の實行せられつゝある事業の種類は極めて廣し左に其の主なるものを記載す

- 夜學會 文庫設置 講話會 新聞雜誌購讀
- 新聞揭示場 雜誌發行 風紀振席 青年會場設立
- 農事講習會 視察旅行 擊劍會 農事試作場設置
- 荒蕪地開墾 共同小作 共同作業 道路橋梁修繕
- 村有林保護 競犁會 共同夜業 農産物品評會
- 氏神の祭事 火防水防 運動會 藁芥下水浚
- 共同貯金 勤儉約行 共同購入 基本金造成
- 共同理髮 敬老會 善行表彰 吉凶慶弔
- 新兵豫習會 軍人送迎 軍人優待 軍人家族扶助
- 在營兵慰問

御製
世の中は高き卑しきはどほどに
身をつくすこそつとめなりけれ

○大祭祝日解釋

國祭日とは祝日大祭日の總稱にして國家に於ける重要な祭儀たり故に國民たるものは能く其祝祭日の趣旨を練し業を休み勞を省き相當の祝意を表する心掛あるべきあり

- 四方拜……は毎年一月一日の拂曉に於て天皇陛下の親しく行はせらるゝ所にして其式は先づ西方に向はせられ皇太神宮を拜し給ひ次に豊受太神次に天神地祇を御拜あり又西方に向はせられ神武天皇孝明天皇の御陵次に北方に氷川神社次に又西方に向ひて賀茂上下社男山八幡宮次に東方に向ひて鹿島香取神宮を拜し給ひ以て年々災異なく國家及臣民の安寧幸福ならんことを祈らせ給ふなり四方拜と稱すれども必しも四方を拜し給ふ謂にあらす
- 元始祭……は一月三日に行はせらるゝ御式にして即ち年首に始めて賢所皇靈殿を祭らせ給ふなり
- 孝明天皇祭……は一月三十日に行はせらるゝものにして孝明天皇は今上天皇御父君にましまし當時は幕府の政衰へ武備廢弛せし折柄會々外國より通商互市の請求頻りにして人心安からず上下の議論紛々たる有様

なりしが天皇深く國家の安危人民の休戚に御心を勞せられ屢々幕府に親勅を下したまひ遂に明治中興の基を開かせ給ひしは誠に此上なき御偉徳なり

- 紀元節……は二月十一日に行ふべき祝日にして今を距ること二千五百七十二年(明治四十五年)の昔大和國橿原宮に於て神武天皇御即位の禮を擧げさせ給ひし日なれば之を紀元節と稱す斯して今日に至るまで皇室の尊嚴なること未だ嘗て一毫の缺損あらず傳へて百二十有餘代の長きに及ぶ向後猶ほ無窮に傳へさせ給ふべき御事は國民の深く肝に銘して益々力を致すべき所なり
- 春季皇靈祭……は三月の春分日即ち晝夜平分の日に於て歴代天皇は皇靈を祭らせ給ふなり抑も上古に皇祖の國を肇め給ひしより歴代天皇の國民を愛撫し給ひたる御功德は海山も營ならざるなり返す返すも此事を忘れず無窮の皇運を守護し奉り以て歴代の皇恩に報ひ奉ることを忘るへからす

神武天皇祭……は四月三日にして神武天皇崩御の日に當るが故に天皇の中國を統一したまひたる御業を思召して此の祭典を行はせらるなり因て我國民たるも

のは須らく天皇の御威徳を欽仰し奉り各勇を尙び義を磨きて上古より傳へ來りたる國威を發揮せしめざるへからず是亦皇祖の御恩に報い奉る所以の一なり
秋季皇靈祭……は九月の秋分日に行はせらるゝ祭儀にして其趣旨は春季皇靈祭に同じ

神嘗祭……は十月十七日伊勢皇太神宮に新穀を供し給ふ祭典にして即ち其年の新穀を以て神酒を饗し神饌を炊ぎて供へたまふものなり抑も此日新穀を皇太神宮に捧げらるゝは上古天祖嘉穀の種子を得させ給ひて之を蒼生の食と定めさせられ天下に播殖し給ひしにより萬民之を食し此生を保ちて斯く安らかに世を送ることなれば其御恩を天皇陛下の御身に引受けさせ給ひて之を神明に饗祭し給ふものなるが故臣民も深く其趣旨を奉禮して祝すべきことなり
天皇節……十一月三日にして天皇陛下の御降誕遊ばされし吉日なれば臣民たるもの擧つて之を祝賀し聖壽無量を祈り奉るべき日なり
新嘗祭……は十一月廿三日にして此日は其年の新穀皆熟したるを以て天皇陛下親しく之を神祇にすゝめ給ひ又御親らも嘗めさせ給ふ祭典にして古より國家の

祝日として定められたるなり

御歌
日の御旗たかくかゝけて國たみの
あふくやみよの光りなるらむ

○國旗につきての注意

國旗の寸法、國旗としいへば單に白地に日の丸さへあれば以て事足るが如くに思ふもの多けれど其實一定の寸法あるものなり今左に之を掲げん

縦 七尺八寸 横 壹丈壹尺七寸(曲尺)

日章の直徑は縦の五分の三とす

されど普通に用ゐる略國旗は縦横の比を定法に従ひ二と三との割合とす

國旗の掲出法 大祭祝日等に當りて唯國旗を竿頭に結びつけ出しおけば宜敷が様なれども掲げ方によりて其意を異にするものなり即祝祭日にありては國旗を竿の上端(玉を付すれば玉まで)に間隔なく結び付くべく弔旗は半旗といひて竿の上端より一尺程下より結び付くるを法とす尙國喪日等には國旗と竿の上端

二万人以上 三十人

四任 期 四ヶ年

○郡會議員

- 一選舉人 町村の公民にして一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者
- 二被選舉人 同じく五圓以上を納むる者
- 三定員 町村の人口に準じて定むるものにして河藝郡の定員は各町村共各一名宛合計二十二名なり
- 四任 期 四ヶ年

○府縣會議員

- 一選舉人 市町村の公民にして一年以來直接國稅年額三圓以上を納むる者
- 二被選舉人 市町村の公民にして其府縣に於て一年以來直接國稅年額十圓以上を納むる者
- 三定員 人口七十萬人未滿は三十人とし七十萬人以上は七萬人を加ふる毎に一人を増す三重縣の定員は三十七人にして其配置は左の如し
- 三重 一志 飯南 度會 阿山は各三名
- 桑名 員辨 鈴鹿 河藝 多氣 名賀 志摩

どの間に黒布を付くることもあり

國旗と外國旗との交叉法 之亦一定のさまりありて向つて右に國旗を左に外國旗を交叉すべしものなり

旭旗影下 仰皇徳
萬歳聲 中拜聖恩 (自家格言集)

○議員選舉

○町村會議員

- 一選舉人 其町村の公民 納稅額により一級と二級とに分ち各半數宛選舉す
- 公民とは帝國臣民にして公權を有し一戸を構へ且治産の禁を受けざる滿二十五歳以上の男子にして二年以來其町村に住し其町村の負擔を分任し其町村内に於て地租を納め若くは直接國稅年額二圓以上を納むる者なり
- 二被選舉人 其町村の公民
- 三定員 其町村の人口に準じ左の割合を以て定む
- 千五百人未滿 八人 五千人未滿 十二人
- 一万人未滿 十八人 二万人未滿 二十四人

南牟婁 津は各二名
安濃 北牟婁 四日市 宇治山田は各一名
四任 期 四ヶ年

○衆議員議員

一選舉人 滿二十五歳以上の帝國臣民たる男子にして其府縣に本籍を定め住居し滿一年以來地租十圓以上又は滿二年以上地租以外の直接國稅十圓以上若くは地租と其他の直接國稅とを通じて十圓以上を納むる者

二被選舉人 帝國臣民たる男子滿三十歳以上の者

三定員 人口に準じて各府縣市等に配置するものにして現今の定員は三百七十九人なり 三重縣は郡部七名津、四日市各一名なり

四任期 四ヶ年

富貴不能淫 貧賤不能移 威武不能屈 此謂之大丈夫

○褒章賞杯規定

褒章は孝悌順睦等凡べて人倫上の德行ある者又は公益を謀り世務を開き人の危急を救ふが如き者に賜ひ其善

行を表彰せらるゝものにして左の種類あり
紅綬褒章 自己の危難を顧みず人命を救助したる者に賜ふ

綠綬褒章 孝子順孫節婦義僕の類にして德行卓絶する者又は實業に精勵し衆民の模範たるべき者に賜ふ

藍綬褒章 學術技藝上の發明改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、學校病院の建設、道路堤防橋梁の修築、田野の開墾、森林の栽培、水産の繁殖、農工商業の發達に關し公衆の利益を興し、成績著明なる者又は公同の事務に勤勉し勞効顯著なる者に賜ふ

黃綬褒章 海防の事業を贊成し私財を献納し者に賜ふ

奇特の實行ありと雖も褒章を賜ふべき場合に至らざる者には褒状を與ふることあるべし

公益のために金銀物品を寄附したる者には金銀木杯を賜ふ其等差左の如し

十圓以上	未滿	褒状
百圓以上	未滿	木杯一個
五百圓以上	未滿	木杯三個
一千圓以上	未滿	銀杯一個
二千圓以上	未滿	銀杯三個
五千圓以上	未滿	金杯一個
一萬圓以上	未滿	金杯三個

○修身和歌

建國

神風や五十鈴の川の宮柱

幾千代すめとたてはじめけん 百千々の代にも動かじ天地の

神のかためし大和島根は 君 恩

夜をさひみねやの衾のさるるにも

わらやの風を思ひこそやれ 世をさまり民やすかれと祈ること

我が身につきぬ思ひなりけれ 忠 義

山はさけ海はあせなん世なりとも

君にふた心我れあらめやも 我が代を思ふ心の一すじに

我が身ありとも思はさりけり 孝 行

ややつもる我身のとしを思ふにも

まづたらちねの老ぞかなしき

藤原 俊成

村田 春海

後鳥羽天皇

後醍醐天皇

源 實朝

梅田源次郎

鶴 若丸

秋の日は山の近し暮れぬ間に

母に見むなんあゆめ我が駒

敷島のやまと心を人とはや

朝日に匂ふ山櫻花

ふりいつるやまともろこし品はあれど

やまと錦にしくものぞなき

埋火のあたりのどかにはらからの

まどむせし夜を戀しかりける

家の風ふくかしは木のこのもとは

よそにきくさへ涼しかりけり

つゝましき新手枕の心をは

いもせのみちの末もわするな

心してふみなたかへそむつましき

なかにありけり妹とせの道

世の中にうれしさものは思ふどち

花見てくらす心なりけり

大江 千里

本居 宣長

村田 春海

松平 定信

讀人 不知

松平 定信

廣部 大輔

平兼盛

立つ浪も心へだてぬ友千鳥

徳川 光圀

まなくしばなく聲かはすなり

身を守る心のせきしまさしくば

世にまがことのいかでいてこん

世の中にてらはぬ色をみさおにて

心ながくもにはふ白菊

節 儉

さされ川こまかに世をはわたれかし

さて身を清く人はいはれて

はどく／＼にふしなかりせは吳竹の

直さもたのむかひやなからん

博 愛

のどかにも世をや渡らむ同胞と

ひつびつとへるよろづ國人

さしおさし賢のありかもしら雪に

たつねまごひて雉のなくらん

修 學

をり／＼に遊ぶ暇のある人の

暇なしとて書よまぬかな

本居 宣長

さどことに書よむ聲そとよむなる

學ひの道や日々に開かん

習 業

いへのなりな怠りそねみやびをの

ふみは讀むとも歌はよむとも

櫻花ちれるを見てやあしひきの

山田のしづは種おろすらん

啓發智能

書讀めは大和もろこし昔今

よろづのこゝを知らせうれしき

天地の遠さはしめも見てそしる

神代の書を今につたへて

成就徳器

難波津にかふと云ふあるよしあしを

口にはいはし耳にきくとも

すがたこそ深山かくれの朽木なれ

心は花になさはなりなん

公 益

ありて身のかひやなからん國のため

民のためと思ひあさすば

園田 守孝

本居 宣長

熊谷 直好

本居 宣長

村田 春海

本居 宣長

上地 信光

源慶 法師

宗尊 親王

野も山もうげらからたちかりそけて

草木の種をまく世ありけり

世 務

新桑のしけらぬ里もなかりけり

こかひのわさのひろくひらけて

心よりたくみいづるも田島より

つくるも御代のたからありけり

遵 法

千代かけてけふのめぐみをあふぎつゝ

みのりを守れ四方の國民

神はかりはかり／＼てまつりごと

よきをとりてやしき給ふらん

義勇奉公

劍大刀いよ／＼とくべしいにしへも

さやけくかひて來にしその名と

千萬の仇にむかひてはしり猪の

かへりみせぬを心ともかき

扶翼皇運

あめつちのひらけそめぬる神代より

たねぬ日繼の末をひさしき

讀人 不知

堀内 千稻

讀人 不知

三條 實美

櫻部 大梁

大伴 家持

橋 千蔭

藤原 家平

虎吼ゆる國のさかひも物部の

守るかきりは安けありけり

顯彰遺風

大日本神代ゆかけて傳へつる

雄々しき道をたゆみあらすき

たらちねの名をはくたさじ梓弓

いなみの山の露とさもとも

小野 古道

賀茂 季鷹

織田 信孝

○教訓的俳句

一 親の慈悲 雪の竹叩くも慈悲の一つかき 虚 白

二 孝 行 務めよと親もあたらぬ炬燵哉 嵐 雪

三 和 合 寝て母をそつとかけたす蒲團哉 玉 姫

四 柔 順 腹のたつ人に見せばや池の鴛鴦 野 水

五 剛 滿 いさかひのあと恥かしき柳哉 佳 酉

秋風のいふまゝになる尾花哉 千 代

洋や浮世の風のいふなり 一 茶

ある角も出さねば丸し蝸牛 逸 名 氏

遊ぶにもむつみの丸き手毬哉 蓄 史

六友 愛 蜂の巢や一間一間に兄弟 蘭二
 撫子の咲く蕾やあに弟 貞徳
 七交 友 海苔の香や淡きは飽かぬ人心 五村
 善き友は心の花のそへ木哉 立圃
 八人依善惡友 搗たてや餅は方圓のうつはる 乙由
 交を紫蘇の染めたる小梅かな 秋色
 九親 切 雪の杖わかるゝ友に譲りけり 千倉
 かりる身になつてかきばや雪の宿 東柳
 二〇反 省 人を見て我身を洗へず、拂 逸名氏
 省みよ身を幾度も日永時 虛白
 二 因果應報 積善の肥やきゝて福壽草 也
 山吹や折る手をはちく瀧の露 楚常
 三 立身出世 人も世に斯くや葵の上り咲き 虛白
 毛蟲も人も斯くあれ飛ぶ胡蝶 黎太
 三 性近習遠 若竹やそれが尺八火吹竹 逸名氏
 同じ木も色に差別や秋の山 虛白
 一四 修學習業 壺から一字一字の光かな 黎太
 學ぶ身はうれしき秋の夜長哉 逸名氏
 一五 登高自卑 蝸牛をのそる登れ富士の山 一茶
 名を知るも足元から草の花 虛白

六正 直 若竹や人にもほしき育ち振り 杉外
 若竹やすなほは伸びる世の習 虛白
 七 慎表裏 どちらから見真向ぞ福壽草 水竹
 見る間に見ぬまにも散る櫻哉 三津人
 八 謙 遜 上を見ぬ咲きゆかし白合の花 竹我
 伸びるほど土に手をつく柳哉 千代
 九 省已想他 雪の朝あれも人の子梅ひろひ 冠里
 踏むな踏むなぞの草も皆花心 逸名氏
 一〇 不謹慎 道のべの木樵は馬に喰れけり 芭蕉
 朝顔の花高すぎて吹さしはれ 杉六
 堪忍の鏡は風の柳かな 文之
 世にすめば叩かれ暮す西瓜哉 許六
 鬼灯や短氣は物のやぶれがち 喜山
 松葉をあわてゝ取や笠ばかり 正秀
 蒲英公や幾日踏まて今日の花 鵬卯
 子子や蚊になる迄の浮き沈み 三津人
 なんのその岩をも通す桑の弓 子葉
 倒れて弓矢はなさぬ案山子哉 逸名氏
 松葉や人にさらるゝ鼻の先 去來
 油断して二番櫻の花見かな 一茶

三勤 勉 怠らぬ歩みれそろし蝸牛 大祇
 精出せばこほる間もなし水車 蓮之
 三 報 恩 常も斯く知れや夏はど水の恩 虛白
 着る時の寒さ思へや綿の花 芭蕉
 三 榮華只一夢 善盡し美を盡しつゝ罌子粟の花 一茶
 世の中は三日見ぬ間に櫻かな 黎太
 元 慎 言 物言へば唇さむし秋の風 芭蕉
 細經や聲の高きは弟子坊主 其角
 三 光陰如矢 さかさまに水は流れず年の暮 點
 稻妻やまたゝく間も世は移り 虛白

○座右訓

楠木 正成

家訓
 善事を爲すを思はんよりは惡事をなすこと勿れ
 雜鳴に起さざれば日暮に悔あり
 拔群の大功を立てんよりは二君を思ふな
 節儉質素は保城の如し
 華美慢心は讎敵の如し
 徳川 家康
 人の一生は重荷を負ひて遠き道を行くが如しいそぐべ



○家運盛衰循環圖

からず不自由を常と思へば不足あり
 心に望みおこらば困窮したる時を思ひ出すべし
 堪忍は無事長久の基怒は敵と思へ
 勝ことばかり知りて敗くる事を知らざれば害其身に至る
 己を責めて人を責むるな
 及ばざるは過ぎたるよりまされり

報徳訓
 父母根元在天地命令
 子孫相續在夫婦丹精
 吾身富貴在父母積善
 身命長養在衣食住
 田島山林在人民勤耕
 來年衣食在今年艱難

二宮 尊徳
 身林根元在父母生育
 父母富貴在祖先勤功
 子孫富貴在自已勤勞
 衣食住三在田島山林
 今年衣食在昨年産業
 年々歳々不可忘報徳

人困窮すれば我が怠惰の心を悔悟
 して勤め苦しむ勤め苦しみて節儉
 すれば随て貯蓄もでき貯蓄できれ
 ば其身其家も富み足る富み足りて
 不自由なれば驕り我慢の心や奢
 侈や道樂や亂暴をなす之を以て
 困窮する也故に人々驕慢奢侈淫暴
 を慎みて萬事勤苦節儉を行ふべし

●贈物に就ての心得

一慶事の贈答

たとひ價の貴からざるものにては慶賀の紀念として互に保存し得べきものを以てするが第一なるべし例へば婚禮又は新宅開き等の贈物には座敷飾りどすべきもの或は書畫類も趣味多く或は衣服或は其附屬品なども消耗品にあらざるを以て此等に次ぎてよろしとす

婚禮の時新婦に贈るべき衣服類は其人の嗜好似合等を考へて贈るべし新郎には調度の類何れも際節鰯等を添ふるをよしとす而して婚禮等の場合は二度おるを忌むものなれば其邊に注意し一封のものをよしとすと云ふ意を忘るべからず又婚禮等の如き費用を要する事多き時は虚飾の物を廢して衣服調度酒肴料として金子を贈るも可なり

返禮には普通宴會を開きて客を招くものなれどもその地遠隔なるか又は他の事情ありて招き得ざる人には帛紗など贈り又は赤飯など配るもありすべて返禮は贈られたる品と等しきか稍劣れるかをよしとす

實又は消化し易き滋養物又は看護人の食物等よし返禮には床上げの祝と稱し祝宴を開き又は赤飯等を配るを普通とす

旅行の餞としては容積少なくして實用多かるべき旅中必要の具をよしとす旅より歸りたる際これが返禮としては旅行地の産物寫真などこの地には珍しき物等を贈るべし

三季節の贈物

年玉、新年の年始廻禮に持參する贈物なり商人の花客さきに配る物多し曆手拭書物紙筆等

上巳、女兒の初節句の家に贈るものにて内裏簾、雜道具等

端午、五月五日の節句に男兒の初節句を祝ひて贈る物にて品は轆轤轆等

中元の贈答は半年に相當する七月にするものにて砂糖乾物等

歳暮一年の終末なれば互に平素の厚意を謝し長上には其の恩顧を忘れざる爲目下には賞與の意味を以て品物を贈る

箱物曲物等は蓋の表書は木理を豎にして書くべし

過ぎたるは却つて失禮に當るべし贈りたる人身分勝れて貴き方ならば挨拶に行くのみにて別に返禮せざるを却つて禮とす

出産賀壽等ならば長壽壯健などを祝する意の贈物を選ひべし出産には通常産表にすべき反物又は頭巾誕掛の類を贈るもよし賀壽には幅物置物など其人の好みに應ずべし

返禮には宴會を開きてこれを饗するもあるべく且つ老人の揮毫せる扇面帛紗或は盃など贈るもあるべし

二凶事の贈答

慶事とは全く反對で後に愁を遺すこと少なからしめんが爲直に消耗すべきものを贈るをよしとすされば最も便利にして後に悲しみの種とならざる金員を贈るは極めて至當なるがごとしされど特に物品を贈るべき必要ある時は造花生花(何れも人夫附)花環線香蠟燭等を普通としまた菓子其他の食品類を用ふもあり凶禮等の返禮は簡單にて可なり弔禮の返禮には餅菓子或は死者の遺物をよしとす

病氣見舞の贈物は病氣を慰むべき花(魚を添ふ)果

曲物は閉目を字頭とし取手を我が方にして書くべし又蓋の上には一箱と書くべし其數を書くべきものは之を書くをよしとす

(附)移り、移りは貰ひ度を願ふ意あり故に二度あるを嫌ふものには遣らす附木を遣らすは硫黄同音相近きが故にて吉事には普通なり使を以て贈られたる時には其使に簡單なる禮狀を渡すは猶鄭重なりとす

四裝飾

贈品には相當の裝飾を要す其方法は場合物品身分等に依りて異なり普通の裝飾は紙に包み水引を掛くれば足れり包紙は奉書杉原糊入等にて通例の場合には一枚紙を用ふるをよしとす

水引には紅白及び黒白あり吉事其他普通の贈物には紅白を用ひ凶事には黒白を用ふるなり結び方には結び切りと返し結びとあり婚禮及び凶事には結び切し其他は總て返し結びとす金水引五色水引等は地方に依り用ひる所あれども古例にはあらず

熨斗は正月或は婚姻の式祝賀の贈物などに用ひしが今は弔問を除く外一般に之を添ふることゝまれりされども魚鳥類には添ふるに及ばず婚姻其他鄭重なる

祝の時には長髮斗を用ゐる其他の場合には包み物の大小に相當したるものを用ふべし
 水引は色付きたる方を右にし白き方を左にし結び目は白き方にて掩ふ様にすべし
 要するに贈物の趣旨には第一人を敬ふ意よりする物第二謝恩の爲に贈るもの第三親密を表する情よりするもの第四吉凶見舞弔慰の誠意を表するものどあり、何れも精神の誠を表する爲なれば其心得にてなすべきものなり

君子之惡人也爲行道也
 豈有心于求報乎

(愼思錄)

● 服喪の規定

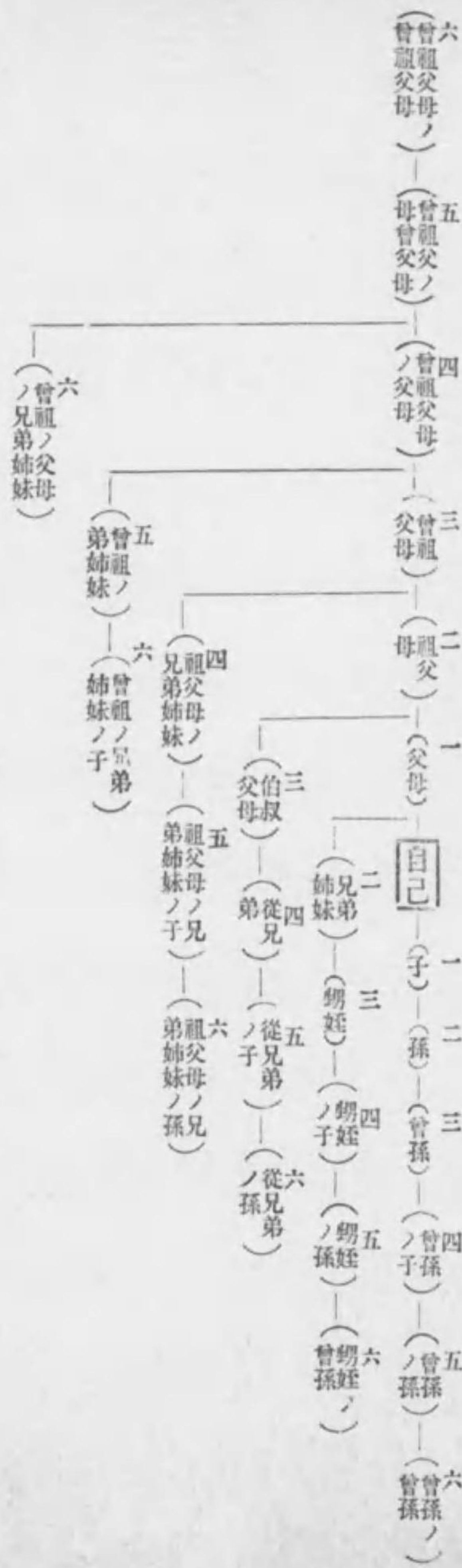
喪とは人の死したる時親族が憂ひに沈み籠り居ることにて親疎により日數に長短ありこの日限内を喪中といふ喪中は他出するにもはやかなる服喪をなさずそれぐれの定めあり親族にあらずとも皇室の御凶事の如きは云ふも更なり國家の元勳などに對しても宮中を始め奉り皆喪に服す外國皇室に對しても亦喪を仰せ出ださるゝことあり

死者	忌	服	死者	忌	服
父	母五十日	十三ヶ月	妻	二十日	九十日
祖父	母二十日	百五十日	子	男二十日	九十日
養父	母二十日	百五十日	女	十日	三十日
繼父	母十日	三十日	孫	男十日	二十日
曾祖父	母二十日	九十日	孫	女三日	七日
高祖父	母十日	三十日	曾孫	三日	七日
父方伯叔	叔二十日	九十日	孫	三日	七日
母方伯叔	叔十日	三十日	甥	三日	七日
兄弟姊妹	三十日	九十日	姪	三日	七日
異腹兄弟	十日	三十日	從兄弟姊妹	三日	七日
夫	二十日	十三ヶ月	異腹甥姪	一日半	三日半

● 年齢呼稱

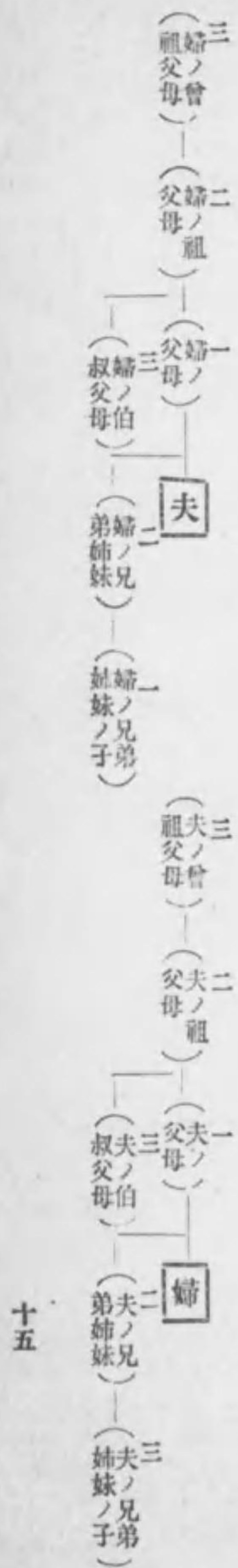
人の年齢は其老年に近づくに従て左の如き呼稱あり
 四十歳 初老 五十歳 知命 六十歳 耳訓
 六十一歳 還暦 七十歳 古稀 七十七歳 喜壽
 八十歳 中壽 八十八歳 米歳 百歳 上壽

● 直系親傍系親ノ圖解



右第一行ヲ直系親トス、自己ヨリ上方ヲ尊屬ト言ヒ下方ヲ卑屬ト言フ、第二行以下ハ傍系親ナリ

三親等内ノ姻族圖解



○國語假名遣

わ あわ泡沫 もわう硫黄
いわし鮎 よわし弱
いひわけ言譯 しわ皺
ことわり理、斷
かひわけ追分くつわ轡
たわら俵 くるわ廓
ことわざ諺 たわみ撓
さわやか爽 すわる坐
はらわた腸 さわぐ騒
あわつ周章 かわく乾
る居 む井 もどむ基
くもる雲居 しきむ園
くわむ慈姑 くらむ位
むやまふ敬 ある藍
もちるる用 むろり爐
ひきゐる率むな田舎
くれなる紅のし、猪
かい櫻 かい老

くい悔 ひくい報
かうがい筭さいはひ幸
ついたて衝立
ついたち朔
あさうと商人
いもうと妹 たうげ昨
かとうと弟 うち植飢
かうほり蝙蝠
かうべ神戶 はうき箒
ひやうし拍子
やうやう漸 まうす申
にようばう女房
やうか八日 まうく設
ゑる繪 ゑかく書
ゑさ餌 ゑみ笑
ゑふ醉 こゑ聲
すゑ末 こすゑ梢
ゆるん所以 ゆゑ故

ちゑ智慧 つゑ杖
つくゑ机 うゑ植
いしゑ礎 すゑ据
ゑぼし鳥帽子
いりえ入江 きのえ甲
もえぎ萌黄 ふえ笛
あまえ甘 おぼえ覺
いゑ癒 おびえ脅
もふばえ夕映 ひえ稗
ををこ男 をす牝
ををし雄々 をつと夫
たけを猛夫 をんな女
ますらを丈夫 をか岡
をぢ伯叔父 をぎ萩
をば伯叔母 をを十
をばな尾花 を緒
をみち大蛇 をち遠
をどめ少女 をけ桶
ををひ一昨日
をの斧 をかす犯

をがむ拜 ををる騙
をしむ惜 をしふ教
をせむ瀆 をはる終
をめく叫 をる折
しをり栗 あを青
うを魚 かつを鯉
いさをし績 いさを功
こそばい紅梅 さを竿
あほむく仰 かほる香
まをす申
ぢぢ路 すぢ筋 うぢ氏
ひぢ臂 ぢぢ祖父
あぢ味 かつ棍
かうぢ麴 かつら鯨
ふぢ藤 なんぢ汝
もみぢ紅葉 ちぢむ縮
わらぢ草鞋 ぢぢ閉
はぢ恥 ねぢ捻
よぢ攀 かつ怖

ず ずす数珠 あんず杏

いしすゑ礎 かす數
かならず必 きす疵
くす葛 こすゑ梢
梅さきぬ どれが
うめやら ひめじやら (其角)

○字音假各遣

發音假名遣
オーあう 奥央媪櫻鶯拗
あふ 押凹押鴨
れう 應謳歐
れふ 邑悒
わう 王往荒黃橫皇
をう 翁媪甕
こーかふ 合間盃閤甲
くわう 光廣皇宏轟黃
こう 公孔工紅貢口后
後寇厚侯講恒港
降堯功肱

發音假名遣
こふ 業劫怯
かう 高毫好岡康抗仰
向香行更幸耕看
交考巧
ろーさふ 雜挿
そう 總送宗走奏叢曾
さう 雙崇聰蔽
早草造曹操搔掃
倉藏桑壯葬爭相
巢爪裝艘
トーたふ 沓踏塔答納

どう 東童同動冬統豆
とう 斗頭透等投藤登
たう 刀沼陶唐堂當桃
到悼道湯討島撓
ノーなう 囊惱腦孃
あふ 納納
のう 能農濃
ホーはふ 法乏
ほう 逢峯鳳豐封奉朋
邦謀縫綳貿矛
ほう 方防房旁亡妄包
保寶報邦彭望暴
胃帽烹貌萌卯
モーまう 孟網盲毛妄莽
蒙矇濛
ユーいふ 邑悒
ゆう 雄熊融勇裕
ゆう 郵幽憂由遊猶悠
右誘友右宥
葉牌

わう 幼天要遙曜搖
よう 用備容蓉雍膺颯
やう 陽羊樣養揚恙
らう 浪狼郎老勞牢
ろふ 臘蠟
ろう 籠豐樓弄漏陋
オーれ を 於意應
を 呼鳴惡遠
れく 憶億憶
乙 をつ 臘
オンれん 恩音
をん 溫園穩
キョーきう 丘休牛弓宮舊
きふ 急及給泣翕
キョーきよう 共恭恐凶興
けう 莖疑
敷喬橋堯曉

○活字の大きさ

- 初號
- 一號
- 二號
- 三號
- 四號
- 五號
- 六號
- 七號

去華就實

勉強は幸福の母
樂而迎老笑而迎死

農者國之本商者國之用
辛抱の棒で怠惰の鬼を打て
上下一心扶皇運自強不息養國力
口あはして腹を見ちる、田圃はな
あはれ、
Reysha Ketsu ni Haseba Koushi Ketsu

○算術公式

利息算(利法)

利息=元金×利率×期限
日歩=日歩×元金×日數
100

元金=利息÷(利率×期限)
利率=利息÷(元金×期限)
元利金=元金×(1+利率×期限)
利息算(複利法)
利息=元金×(1+利率)^{期限}
元金=利息÷((1+利率)^{期限}-1)
元利金=元金×(1+利率)^{期限}

面積

正方形の面積=(一辺の長さ)²……平方
矩形の面積=縦×横
平行四邊形の面積=底邊の長×高さ
梯形の面積=(上底+下底)×高さ÷2
菱形の面積=對角線×對角線÷2
三角形の面積=底邊×高さ÷2
多角形の面積=三角形に分ちて計算す
圓周率=3.14159
圓の周圍=直徑×圓周率
圓の面積=半徑²×圓周率
球の表面積=半徑²×圓周率×4
直六面體の體積=縦×横×厚さ……立方

體積

立方體の體積=稜³
立方體の表面積=稜²×6
圓柱面柱の體積=底面の面積×高さ
圓錐角錐體積=底面の面積×高さ÷3
球の體積=半徑³×(圓周率×4)÷3
圓積及球積を求むる一法
圓積率=0.7854
圓積=直徑²×圓積率
球積率=0.5236
球積=直徑³×圓積率

左から乗除すまゝして加減せよ
括弧内のもこの順にして

○外國貨幣度量衡換算表

貨幣ノ部	換算率
英國一磅(ポンド) (二十志)	四七六三
一志(シルリング) (十二片)	四八八
一片(ペンス)	四一
米國一弗(ドル) (百仙)	二〇〇六

一仙(セント)	二〇
獨國一馬(マルク) (百布)	四七八
一布(ブエニヒレ)	五
佛國一法(フラン) (百登)	三八七
一登(サンチーム)	四
露國一留(ルーブル) (百哥)	一〇二八
一哥(コペック)	一〇
清國一兩(テール)	一三三三
度量衡ノ部	
英米一吋(インチ)	尺 ⁴ 分 ¹ 厘 ¹
一呎(フート) (十二吋)	一〇〇六
一碼(ヤード) (三呎)	三〇一七
一鎰(チェーン) (二十二碼)	六六三七四
一哩(マイル) (八十鎰)	一四四四五
一哩(海里) (カイリ)	一七
一噸(トン) (英噸二千三百四十封度)	二七〇九四七
一封度(ポンド) (十六オンス)	一二二

メートル法度量衡

一 糧(サンチメートル)	千百十尺寸分厘
一米(メートル)	三三〇〇
一 秆(キロメートル)	三三〇〇〇〇〇
一 アール(十米突平方)	町段一餘
一ヘクタール(百アール)	一〇〇餘
一立(リットル)	升合五餘
一瓦(キログラム)	二七
一 町(キログラム)	二六七〇〇

光格天皇御製
敷島のやまこにしきに織りてこそ
唐くれなゐの色もはねあれ

納税諸規則摘要

諸税納期月表

前年十二月十六日より一月十五日まで地租第一期(田方の二分五厘) 宅地租後半期分 所得税
一月 第三期分
營業税法に依り納税義務ある者は三十日迄に業名及課税標準を詳記して届出づる事

二月 地租第二期(田方の二分五厘) 十六日より末日まで酒造税第三期

三月 地租第三期(田方の二分五厘) 所得税第四期分 十六日より末日まで 酒造税第四期

四月 所得(第三種)に付納税義務あるものは此月末日迄に所得の種類及金額を詳記し届出づること

五月 地租第四期(田方の二分五厘) 營業税前半期分

七月 宅地租前半期分 十六日より末日まで 酒造税第一期分

九月 雑地租第一期分(畑方及宅地山林原野等の五分) 所得税第一期分

十月 十六日より末日まで 酒造税第二期分

十一月 地租第二期(畑方及山林原野等の五分) 營業税後半期分 所得税第二期分 十六日より翌年一月十五日まで地租第三期分 (田方の二分五厘)

地租法定税率地價(土地臺帳に掲げたる價格を云ふ) 即ち地價百圓に付

田畑 百分の四個七分即ち地價百圓に付四圓七十錢

宅地 百分の二個半 即ち地價百圓に付二圓五十錢

其他の土地(田畑宅地を除く一般の地) 五圓五十錢

營業税法摘要

物品販賣業

賣上金額 卸賣は百分の十二 小賣は百分の三十六

建物賃賃價格 百分の九十 従業者 一人毎に金貳圓

金銭貸付業物品貸付業

運轉資本金額 百分の六半 建物賃賃價格 百分の九十 従業者 一人毎に金貳圓

製造業印刷業出版業寫真業

資本金額 百分の三七 建物賃賃價格 百分の九十 従業者 一人毎に金貳圓 従業者中の職工労働者一人毎に金五十錢

席賃業料理店業

建物賃賃價格 百分の百三十五 従業者 一人毎に金貳圓

金貳圓

旅人宿業

建物賃賃價格 百分の九十 従業者 一人毎に金貳圓

周旋業代理業

報償金額 百分の三十五 従業者 一人毎に金貳圓

仲立業問屋業信託業

報償金額 百分の三十七半 従業者 一人毎に金貳圓

免稅標準

物品販賣業 賣上金千圓未満のもの

金銭貸付業物品貸付業 運轉資本金額 五百圓未満

製造業 資本金額 五百圓未満の者又は職工労働者を二人以上使用せざる者

印刷業出版業寫真業 職工労働人を通じて二人以上使用せざる者

席賃業本賃宿 建物賃賃價格五十圓未満のとき

納税義務を有する營業者は毎年一月三十日迄に業名及課税標準を詳記し政府に届出べし 但し新に開業したるものは其原本條の届出をなすべし

新に營業を開始する者は開業の翌年より徴收す

所得税法 大要

税率を左の三種に分つ

第一種 法人の所得 百分の二十五

第二種 所得税法施行地に於て支拂をなす債券の利子 百分の二十

第三種 右二種に属せざる所得に付ては左の率に従ふ (所得金三百圓以上千分の十) (全五百圓以上同十二) (同千圓以上同十五) (同二千圓以

上同十七) (同三千圓以上同二十) (同五千圓以上同二十五) (同一萬圓以上同三十) (同一萬五千圓以上略す)

非常特別法に依り所得税法による税額に對し左の割増税を課す

第一種所得	所得金額	割増率
甲 株式二十一人以上又は株主及社員の数二十一人以上を以て組織したる株式會社 及株式合資會社 十五割	五萬圓未滿	八割
	一萬圓未滿	九割
乙 其他の法人	一萬圓未滿	十割
	五萬圓未滿	十二割
第三種所得	五萬圓未滿	二十割
	十萬圓未滿	三十割
	十萬圓以上	四十割
	五萬圓未滿	三十割
	十萬圓未滿	四十割

印紙税法摘要
財産の創設移轉變更若しくは消滅を證明すべき證書帳簿及財産に關する追認若しくは承認を證明すべき(借用證書類) 其金高五圓以上のものに限り一通ごとに記載金

高一萬分の五 但し印紙税額五十圓以上なるときは五十圓に止め一錢未滿の端數を生ずるときは一錢に切上げ又金高記載なきも證書面に標記したる金額の單位又は其記載により其金高を算出し得るものは其總金額を記載金額と看做す

△委任状 印紙税二錢
△判取帳 一冊一年以内の附込に對し印紙税貳拾五錢
△約束手形(每壹通) 金高貳百圓以下(參錢) 千圓以下(五錢) 五千圓以下(拾錢) 壹萬圓以下(貳拾錢) 二萬圓以下(五拾錢) 三萬圓以下(壹圓) 五萬圓以下(貳圓) 拾萬圓以下(四圓) 十萬圓以上(七圓)

△左の諸帳簿印紙税參錢
(證書は每一通 帳簿は一冊一年以内の附込)
爲替手形、銀行預金證書、船荷證券、運送貨物引替券、倉庫預證書、質入證券、倉荷保險證券、株券債券、株式申込書、地上權永小作權地役權に關する證書、使用貸借、貸借、雇傭、寄託、定期金に關する契約證書、定款及組合契約書、權利の變更、に關する證明、追認承認に關する證書、物品切手、賣買仕切書、送狀、受取証、金高記載なき證書、擔保品差入證書、擔保品預證書、通帳

○利子積算表

年	一度預けたる元金を其儘据へ置くときは	毎日壹圓宛預くる時は
一	104	106
五	133	133
一〇	148	148
一五	163	163
二〇	180	180
二五	199	199
三〇	217	217
三五	237	237
四〇	259	259
四五	284	284
五〇	311	311
五五	340	340
六〇	371	371
六五	404	404
七〇	439	439
七五	476	476
八〇	515	515
八五	556	556
九〇	600	600
九五	646	646
一〇〇	694	694

○河藝郡町村人口及大字名

白子町	六、三六八	白子	江島	寺家
神戸町	三、八五八	常盤町	萱町	十日市町
		田部	川町	地子町
		新町	石橋町	堅町
		鍛冶町	十日市場	本多町

一身田町	五、一〇八	一身田	豊野	平野	大古曾
		中野	上津部田		
稻生村	二、五六七	稻生	野村	野町	
天名村	一、九五四	御蘭	徳田		
合川村	二、四三三	三宅	徳居	長法寺	
榮村	二、九〇六	磯山	五祝	秋永	郡山
		中瀬右	越知		
上野村	三、〇七九	上野	千里	中瀬	久知野
豊津村	三、二一八	豊津			
黒田村	二、五九六	北黒田	三行	濱田	赤部
		南黒田	高佐		
栗真村	一、七八一	小川	中山	町屋	
白塚村	三、八四一	白塚			
大里村	三、八一	窪田	川北	睦合	小野田
		野田	山室		
高野尾村	一、三七一	高野尾	里		
棕本村	二、四〇一	棕本			
明村	三、〇三五	林	忍田	楠原	中繩
		萩原	福徳		楠平尾
飯野村	一、八三六	西條	寺家	安塚	地子町
					新田

河曲村	二、六三五	三日市 道泊	河田 野邊 竹野 木田
一ノ宮村	三、四九九	國分 山邊 十宮 須賀	池田、高岡、中戸、南長太、北長太
箕田村	二、三二一	上箕田 林崎。中箕田 前條	下箕田 南堀江 北堀江
玉垣村	四、四三八	岸岡	玉垣 肥田 矢橋 柳 土師
若松村	四、二二五	南若松 中若松 北若松	

○三重縣町村數及面積人口

郡市名	役所位置	町村數	面積	人口
桑名郡	大山田村	七	八、八	三、三二一
員辨郡	大泉原村	三	一四、六	一、四一
三重郡	海藏村	三	一九、一	九、八五
鈴鹿郡	龜山町	九	一八、八	六、九六
河藝郡	白子町	三	一〇、四	六、二八一
安濃郡	新町	六	一一、二	三、八七
一志郡	久居町	六	三、三	九、一八五

飯南郡	松坂町	三	二、八	八二、九八六
多氣郡	相可村	七	三、〇	四七、〇六一
度會郡	岩淵町	三	五、二	九八、三四四
阿山郡	上野町	二	二、三	七二、四〇五
名賀郡	名張町	一	二、六	四四、二五九
志摩郡	鳥羽町	六	一八、三	六七、七四六
北牟婁郡	尾鷲町	三	二、二	三六、九八四
南牟婁郡	木本町	二	三、九	六〇、五九二
津市	西町	八	一、八	四三、七三三
四日市市	南新町	五	一、五	三二、三五三
宇治山田市	岩淵町	三	三、五	三九、一六
合計		三七	三三、三	一、〇八六、一七六

○汽車賃割引規定

團體割引規定

人員二十五人以上	五十人以上	一百人以上	二百人以上	三百人以上
二百人以上	五百人以上	一百人以上	二百人以上	三百人以上
二百人以上	五百人以上	一百人以上	二百人以上	三百人以上
二百人以上	五百人以上	一百人以上	二百人以上	三百人以上
二百人以上	五百人以上	一百人以上	二百人以上	三百人以上

但一團二十五人以上にして片道二十五哩以上等級同一列車に乘車する場合に限る

○河原田驛よりの哩數及三等賃錢表

驛名	哩數	賃錢	驛名	哩數	賃錢
上			下		
四日市	四	七	龜山	一〇	七
桑名	三	二	津坂	一九	三
名古屋	七	六	山田	三	三
岐阜	七	六	松坂	三	三
豊橋	三	二	敦賀	一〇	三
濱松	三	二	福井	一〇	三
静岡	一	一	金澤	一〇	三
横須賀	一	一	富山	一〇	三
横濱	一	一	大津	一〇	三
東京	一	一	上野	一〇	三
水戸	一	一	奈良	一〇	三
甲府	一	一	京都	一〇	三
大宮	一	一	舞鶴	一〇	三
高崎	一	一	和歌山	一〇	三
長野	一	一	大坂	一〇	三

○國史略年表

直江津	四四	四八	神戶	一〇三	一五〇
新瀉	五〇	四九	姫路	一三	一八四
宇都宮	三三	三九	岡山	一九	二二九
日光	五五	三六	廣島	二九	三三
福島	四二	四〇	下ノ關	四一	四〇
仙臺	四〇	四四	宇佐	四一	四四
盛岡	五三	五三	博多	四七	四三
青森	七〇	六三	佐賀	五三	四七
山形	四六	四八	長崎	五五	五五
秋田	六六	五〇	熊本	五三	五〇

御代數 天皇 紀元

一 神武 一 大和國橿原宮に即位
 二 綏靖 八〇 皇祖天神を鳥見山に祭る
 三 安寧 一三三 即位
 四 懿德 一五二 即位
 五 孝昭 一八六 即位

四 聖武 一三七 養老 美濃に行幸 絹繩の寸を定む
 一三四 神龜 即位 都の家根に瓦を葺しむ
 一三九 天平 異端妖術を嚴罰す
 一三九〇 皇后悲田院施藥院を起す
 一四〇〇 藤原廣嗣叛す
 一四〇一 諸國に國分寺を置く
 一四〇九 天 孝謙 即位
 一四二二 天 淳仁 東大寺大佛成る
 一四二七 天 淳仁 民に孝經一本を藏せしむ
 一四二八 天 淳仁 即位
 一四三二 天 稱徳 即位(重祚) 惠美押勝を誅す
 一四三三 天 稱徳 道鏡太政大臣となる
 一四三七 天 光仁 景雲 農桑を勸む
 一四四〇 天 桓武 即位 道鏡貶せられ清磨召還
 一四四二 天 桓武 即位
 一四四三 天 桓武 延暦
 一四四四 山城長岡宮に遷す
 一四四八 最澄比叡山に延暦寺を創む
 一四五四 都を平安京に遷す
 一四五七 坂上田村麿蝦夷を征す

一四四四 最澄空海唐に入る
 一四四五 最澄飯朝天台宗を傳ふ
 一四五六 大同 即位 空海飯朝真言宗を傳ふ
 一四六九 即位 渤海來貢
 一四七〇 始て藏人所を置く
 一四七六 空海高野山金剛峯寺創建
 一四八一 藤原冬嗣勸學院創建
 一四八三 天 淳和 即位
 一四八四 天 淳和 即位
 一四八三 天 仁明 即位 武藏に悲田院を置く
 一四九三 承和 藤原常嗣遣唐持節大使
 一四九四 承和 即位
 一五〇八 嘉祥 即位
 一五二〇 文徳 即位
 一五二一 仁壽 仁壽
 一五二四 齊衡 齊衡
 一五二七 天安 藤原良房太政大臣
 一五二八 即位 良房攝政人臣攝政の始
 一五三九 貞觀 入幡祠を山城男山に創建す
 一五三六 即位 基經攝政
 一五三七 元慶 即位

天 光孝 一五四 即位
 一五四五 仁和 即位
 一五四七 宇多 寬平 即位 基經關白關白の始
 一五四九 寬平 遺唐使を廢す
 一五五〇 醍醐 即位
 一五五七 昌泰 即位
 一五五八 昌泰 菅原道真左遷 三代實錄成る
 一五八三 延長 道真の本官を復す
 一五九〇 朱雀 承平 即位 疫饑者を施藥院に收む
 一五九一 承平 天慶
 一五九六 天慶 平將門誅に伏す
 一六〇〇 平將門誅に伏す
 一六〇一 藤原純友誅せらる
 一六〇二 即位
 一六〇七 天曆 儉約法を定め物價を減定す
 一六〇七 天曆 天德
 一六二二 應和
 一六二四 康保
 一六二七 冷泉 即位 始て延喜式を頒つ

一六〇八 安和 即位
 一六〇九 圓融 即位
 一六三〇 天祿 即位
 一六三三 天延 天延
 一六三六 貞元 京都大震
 一六三八 天元 即位
 一六四〇 永觀 即位
 一六四四 寬和 即位
 一六四六 一條 即位
 一六四七 永延 即位
 一六四九 永祚 即位
 一六五〇 正曆 兼家關白尋で道隆關白となる
 一六五五 長德 道長關白とある
 一六五九 長保 即位
 一六六一 寬弘 即位
 一六七一 長和 即位
 一六六六 寬仁 即位 道長攝政
 一六七七 賴道攝政

三 堀河

一七四 寛治 即位 義家武衡を斬り後三年の役終

一七五 嘉保

一七六 永長

一七七 承德

一七九 康和

一七四 長治

一七六 喜承

一七七 鳥羽

一七八 天仁

一七〇 天永

一七三 永久

一七八 元永

一八〇 保安

一八三 天治

一八四 大治

一八一 天承

一七九 長承

一七五 保延

一七五 保延

即位 義家武衡を斬り後三年の役終
寛治 義家武衡を斬り後三年の役終
嘉保
永長
承德
康和
長治
喜承
即位
源平二氏延暦寺僧徒を禦ぐ
天仁 源平二氏延暦寺僧徒を禦ぐ
天永 延暦興福二寺京都を騷擾す
永久
元永
保安
即位 平忠盛源爲義僧徒を拒ぐ
天治 良忍京都にて融通念佛宗を唱ふ
大治
天承
長承
保延 平忠盛西國の海賊を討つ

充 後朱雀

一六八 長元 平忠常叛す

一六九 長暦

一七〇 長久

一七四 寛徳

一七五 後冷泉

一七六 永承

一七三 天喜

一七八 康平

一七三 治暦

一七八 後三條

一七九 延久

一七三 白河

一七四 承保

一七七 承暦

一七四 永保

一七四 應徳

源頼光卒す
平忠常叛す
即位
寛徳
即位
永承
天喜
康平
治暦 前九年の役終る
即位
延久 始て記録所を置く
即位 斗升の法を定む
承保 延暦寺僧徒園城寺を焼く
承暦
永保 興福寺僧徒多武峰を焚く
應徳

三 堀河

一七四 寛治 即位 義家武衡を斬り後三年の役終

一七五 嘉保

一七六 永長

一七七 承德

一七九 康和

一七四 長治

一七六 喜承

一七七 鳥羽

一七八 天仁

一七〇 天永

一七三 永久

一七八 元永

一八〇 保安

一八三 天治

一八四 大治

一八一 天承

一七九 長承

一七五 保延

一七五 保延

即位 義家武衡を斬り後三年の役終
寛治 義家武衡を斬り後三年の役終
嘉保
永長
承德
康和
長治
喜承
即位
源平二氏延暦寺僧徒を禦ぐ
天仁 源平二氏延暦寺僧徒を禦ぐ
天永 延暦興福二寺京都を騷擾す
永久
元永
保安
即位 平忠盛源爲義僧徒を拒ぐ
天治 良忍京都にて融通念佛宗を唱ふ
大治
天承
長承
保延 平忠盛西國の海賊を討つ

其 近衛

一八〇 永治 即位 忠通攝政

一八三 康治 延暦園城二寺争闘す

一八四 天養

一八五 久安 興福東大二寺争闘す

一八二 仁平 寛仁以後停廢せる釋奠を復す

一八四 久壽 源爲朝鎮西に横暴す

一八五 後白河 即位 爲朝捕はる

一八六 保元 保元の亂

一八八 二條 即位

一八九 平治 平治の亂

一八〇 永暦 頼朝伊豆に流さる

一八二 應保

一八三 長寛

一八五 永萬 即位

一八六 仁安

一八七 高倉 平清盛太政大臣となる

一八八 嘉應 即位 京都大火 大神宮焼く

一八九 承安 僧源空浄土宗を開く

一八三 安元

八 安德

一八七 治承 京都大火 俊寛等斬流せらる

一八九 養和 重盛薨す清盛後白河法皇を幽す

一八〇 養和 即位 福原に遷都 還御

一八二 壽永 通盛義仲と越前に戦ひ敗る

一八三 壽永 宗盛内大臣

一八四 元暦 即位 平氏西奔義仲入京

一八四 元暦 義仲征夷大將軍 義仲戦死

一八五 文治 一の谷戦 頼朝問注所を置く

一八五 文治 屋島壇浦の戦平氏亡ぶ 守護

一八五 文治 地頭を置く

一八五 文治 義經亡ぶ 夏能忍禪宗を傳ふ

一八五 文治 頼朝權大納言右近衛大將

一八五 文治 頼朝征夷大將軍

一八五 文治 曾我祐成時致工藤祐經を殺す

一八五 文治 即位

一八五 文治 頼朝薨す 頼朝將軍

一八五 文治 建仁

一八五 文治 頼家幽 實朝將軍

一八五 文治 元久 平氏の餘黨伊賀伊勢に叛す

一八五 文治 北條義時執權 畠山重忠殺す

一八六 建永 專修念佛宗を禁じ僧源空を讃岐に親鸞を越後に流す
 一八七 承元 即位
 一八七〇 順徳 即位
 一八七一 建曆 源空の罪を赦す
 一八七三 建保 和田義盛を殺す
 一八七九 承久 實朝公曉に弑せらる
 一八八一 仲恭 即位 承久の亂
 一八八二 後堀河 即位
 一八八三 貞應 即位
 一八八四 元仁 親鸞淨土真宗を開く
 一八八五 嘉祿 泰時執權
 一八八七 安貞 道元宋より飯朝曹洞宗を傳ふ
 一八八九 寛喜 即位
 一八九二 貞永 即位 式目五十條を定む
 一八九三 天福 即位
 一八九四 文暦 即位
 一八九五 嘉禎 即位
 一八九八 曆仁 即位
 一八九九 延應 後鳥羽帝隠岐に崩御

一九〇〇 仁治 人身賣買を禁ず
 一九〇二 後嵯峨 即位 泰時卒す經時執權
 一九〇三 寛元 即位
 一九〇六 後深草 即位 時頼執權
 一九〇七 寶治 守護地頭の濫行を禁ず
 一九〇九 建長 京都大火
 一九一三 日蓮法華宗を開く
 一九一六 康元 即位
 一九一七 正嘉 即位
 一九一九 龜山 正元 即位 山野河海領有法を定む
 一九二〇 文應 即位
 一九二二 弘長 時宗執權
 一九二四 文永 即位
 一九二五 後宇多 即位 元使五人を相模龍の口に斬る
 一九三六 弘安 元兵大舉來寇 我軍大勝
 一九四二 伏見 即位
 一九四七 正應 即位
 一九四八 永仁 鎮西探題を置く

一九五六 後伏見 即位
 一九五九 正安 即位
 一九六一 後二條 即位
 一九六二 乾元 即位
 一九六三 嘉元 新後撰和歌集成る
 一九六六 徳治 即位
 一九六八 花園 即位
 一九七一 應長 即位
 一九七二 正和 玉葉和歌集成る
 一九七七 文保 即位
 一九七九 後醍醐 即位
 一九七九 元應 即位
 一九八一 元享 天皇親ら訴を聴く
 一九八四 正中 天皇討幕を謀り給ふ
 一九八六 嘉暦 北條高時を呪咀す
 一九八九 元徳 即位
 一九九一 元弘 元弘の亂 笠置陥る
 一九九二 高時 高時天皇を隠岐に遷す
 一九九三 天皇 天皇還京 北條氏亡ぶ
 一九九四 建武 新政を布く 護良親王幽囚

一九九五 尊氏 尊氏叛す
 一九九六 延元 湊川の戦 天皇吉野に幸す
 一九九八 顯家 義貞戦死 尊氏將軍 即位
 一九九九 村上 北畠親房職原抄を著す
 二〇〇〇 興國 即位
 二〇〇六 正平 楠木正行四條堰に戦死す
 二〇〇八 親房 親房薨す
 二〇一四 義満 義満薨す
 二〇一八 義満 義満將軍 明起る 即位
 二〇二〇 龜山 建徳 即位
 二〇二三 文中 即位
 二〇三三 天授 即位
 二〇四一 弘和 新葉和歌集成る
 二〇四四 元中 神器を後小松天皇に傳へ給ふ
 二〇五二 明徳 即位
 二〇五三 應永 上杉憲定足利學校を興隆す
 二〇五七 義満 義満金閣寺を建つ
 二〇五九 大内 大内義弘の亂

100 稱光 2073 即位
 101 後花園 2088 正長 即位
 2089 永享 赤松滿祐將軍義教を弑す
 2101 嘉吉 義政將軍 成氏關東管領
 2104 文安 義政將軍 成氏關東管領
 2109 寶徳 義政將軍 成氏關東管領
 2112 享徳 義政將軍 成氏關東管領
 2115 康正 太田資長江戸城を築く
 2117 長祿 太田資長江戸城を築く
 2118 寛正 即位 義政義親を嗣とす
 103 御土御門 2124 文正 應仁の亂起る
 2126 文正 應仁の亂起る
 2127 應仁 應仁の亂起る
 2129 文明 山名宗全細川勝元卒す
 2133 應仁の亂終る
 2137 義政東山に銀閣を造る
 2141 長享 應仁以來停止の諸節會を復す
 2142 延徳 コロンパス亞米利加を發見す
 2145 明應

103 後柏原 2160 即位
 2161 文龜 即位の資を諸國に課す
 2164 永正 義晴將軍
 2181 大永 即位 徳政を行ふ
 2186 後奈良 2186 享祿 細川晴元一向宗と戦ふ
 2192 天文 葡萄牙人來る
 2193 細川晴元一向宗と戦ふ
 2194 葡萄牙人來る
 2199 天守救傳來
 2201 陶晴賢大内義隆を弑す
 2209 弘治 毛利元就晴賢を殺す
 2211 謙信信玄川中島に戦ふ
 2215 即位 元就周防長門を取る
 105 正親町 2217 永祿 信長義元を桶狭間に斬る
 2218 松永久秀將軍義輝を弑す
 2220 瀧川一益伊勢の諸城を徇ふ
 2227 信長義昭を奉じて入京
 2238 姉川の戦

2239 信長長島一揆を征す 信長叡山を焼く 元就氏康卒す
 2241 天正 足利氏亡ぶ
 2242 信長家康長篠に勝頼を破る
 2245 信長安土城に移る
 2246 武田氏亡ぶ 信長光秀に弑せらる 秀吉山崎に光秀を誅す
 2247 賤嶽の戦 大阪築城
 2248 長湫の戦 聚樂第を造る
 2249 秀吉關白 四國を定む
 2250 即位 方廣寺を建つ
 2251 秀吉九州を定む
 2252 秀吉北條氏を討つ
 2253 文祿 朝鮮征伐
 2254 慶長 山城大地震
 2255 朝鮮再征
 2256 秀吉薨す 五大老盟約す
 2257 關原の戦
 2258 家康將軍
 2259 秀忠將軍
 2260 106 後陽成 2261 106 後陽成 2261

2262 和蘭通商を許す
 2263 名古屋城を修築す
 2264 南蠻人の交易を許す
 2265 天主教の布教を禁ず
 2266 大阪冬の陣
 2267 大阪夏の陣
 2268 家康薨す
 2269 日光廟成る 朝鮮來聘
 2270 家光將軍
 2271 西班牙通商を請ふ 許さず
 2272 即位 山田長政方物を献す
 2273 參勤交代の制を定む
 2274 島原の亂
 2275 海外渡航を禁ず
 2276 即位 曾天海寂す
 2277 明國援兵を請ふ 聽かず
 2278 中江藤樹歿す
 2279 江戸大地震
 2280 家綱將軍 由井正雪叛を謀る
 2281 承應
 2282 107 後水尾 2283 107 後水尾 2283
 2284 元和 寛永
 2285 寛永
 2286 正保
 2287 慶安
 2288 109 後光明 2289 109 後光明 2289
 2290 承應

二〇 後西院

三三四 即位 應元黃藥宗を唱ふ
三三五 明曆

三三七 江戸大火死者十萬人

三三八 萬治 伊勢内宮災す

三三二 寛文 京都大火

三三三 明亡び清代る

二二 靈元

三三三 即位 武家諸法度を發す

三三三 延寶 四國中國九州大洪水

三三三 綱吉將軍

三三三 天和 越後騒動處分

三三三 貞享 天文方を置く 服忌令を定む

二三 東山

三三三 即位

三三三 元祿 大阪堂島米相場を開く

三三三 赤穂義士復讐

三三三 寛永 湯島聖堂成る

二三 中御門

三三三 即位 家宣將軍

三三三 正徳 朝鮮の待遇を改む

三三三 享保 吉宗將軍 光琳歿す

二四 櫻町

三三三 即位
三三三 天文 清舶渡來を毎年四艘となす

二四〇一 寛保 一橋家起る

二四〇四 延享 男女衣服調度の華奢を禁す

二四〇五 家重將軍

二四〇七 即位
二四〇八 寛延 大岡忠相封一萬石を賜ふ

二四〇八 寶曆 武内式部追放せらる

二四〇一 明和 家治將軍 江戸大火

二四〇三 即位 寺院の改宗を禁す

二四〇四 山縣大貳等刑せらる

二四〇七 即位 空米相場を禁す

二四〇三 安永 二朱銀を鑄る

二四〇三 天明 合衆國獨立を宣言す

二四〇三 即位 平賀源内歿す

二四〇三 江戸大火

二四〇三 家齊將軍松平定信老中

二四〇三 高僧なる衣服等の賣買を禁す

二四〇三 和學講談所を建つ 定信罷む

二四〇三 本居宣長歿す

二四六四 文化 露人長崎に來りて通商を請ふ

二四六八 間宮林藏樺太を検す

二四七〇 水戸治紀大日本史を上梓す

二九 仁孝

二四七七 即位 高田屋嘉兵衛歿す

二四七八 文政 伊能忠敬歿す

二四八五 外船撃退の令を發す

二四九〇 天保

二四九四 水野忠邦老中 米價騰貴す

二四九七 家慶將軍 大塩平八郎の亂

二五〇四 弘化 蘭船長崎に來り國書を呈す

三〇 孝明

二五〇六 即位 外船互市を乞ふを奏問す

二五〇八 嘉永

二五二二 安政 家定將軍

二五二四 神奈川條約締結

二五二六 ハルリス下田に來る

二五二八 家茂將軍 安政の獄起る

二五三〇 萬延 井伊直弼櫻田門外に殺さる

二五三二 文久 英佛諸國に使を派遣す

二五三三 攘夷の勅下る 生麥事件

二五三三 七卿長州に走る

二五三四 元治 元治の變 長州征伐

二五三五 慶應 長州再征

二五三六 慶喜將軍

二五三七 即位 慶喜大政を奉還す

二五三八 明治 鳥羽伏見の戰 上野の戰

二五三九 五條御誓文 會津の戰

函館陥る 東京奠都 藩籍奉

還 公卿諸侯を華族とす

蝦夷を北海道と改稱 京濱間

に電信を設く

郵便開始 徴兵規則を定む

廣藩置縣 文部省設置

岩倉具視等海外に派遣さる

官制改革 學制を定む 戸長

を置く 國立銀行を立つ

京濱間に鐵道始て通す

太陰曆を廢す

地租改正 岩倉具視餓朝

西郷板垣征韓論あり官を辭す

佐賀の亂 台灣征討

性加里烙白金等にて創部を焼灼するか或は吸出し後二十倍の石炭酸水にて洗ふを良とす

蝮に咬まれたる時は先づ創所の上部を紐にて緊縛し而して後咬傷部を焼灼するか又は口にて吸ひ毒液を去り確砂精を塗布し其上に二十倍の石炭酸水を濕せるガーゼを當て縛帯を堅くすべし

出血 創傷を被むり大なる出血あるに方りては甚だしき危険をなすものにして時に或は瞬時に生命を失ふことありかゝる場合には應急の手當として先衣帶を解かしめ創所を檢じ流血甚しきを見れば即時已の指頭を以て出血所を強壓するか或は手巾を創所に當て上を手にて壓し同時に出血部をわぐるを良とす或は其創四肢の一部あるときは直に紐手巾細帶ズボン吊手拭の類にて創傷の上方二三寸の所を緊縛し一時血液循環を遮止して出血なからしめ速かに醫を招くべし此緊縛二時間以上を越すべからず

鼻血 鼻血ある時は身体を靜にし仰に臥せしむるか頭を後へ垂れる氣味にて標卷カラー等を除去し病臥の人あらば被服を去り水に少許の醋を混じたる水か又は明礬水をしましたる脱脂綿栓を挿入すべし此の如

くして尙止まざれば清潔なる布片にて鼻孔を閉塞し置き而して醫を招くべし

吐血咯血 胃中より出づる血を吐血といひ肺臟より出で来る血を咯血といふ

之れが應急治法は可成患者を安靜ならしめ頭を低くせしめ前者は胃部後者は心部に氷嚢を貼し氷片又は一食匙の食塩を少量の水にて嚥下せしめ堅く談話を禁じ可成咳嗽せざる様になすべし

火傷 火焰熱湯火藥爆發蒸氣腐蝕性藥液の爲めに蒙る創傷を火傷(ヤケド)といふ火傷の度弱しと雖も其部大にして身軀全面の三分の一以上に彌る時は大抵死亡を免れざるものとす火傷の際被服に火の移り居る時は直に傍の布衣類蒲團等を取り被害者を被ふて火を消すべし倍て後被害者の衣を解き之に温湯又は茶酒精等の飲料を與ふ極めて輕きは冷したる後リソリンを塗抹すべし

日射病 日射病にかゝりたる時は先づ衣を脱せしめ頭部及胸部に冷水罌法をなすか或は全身を被ふに冷水に浸したる布を以てし且冷水を呑ましめ或は冷水濯廊を行ふべし但し此際前以て脱衣せしめ木蔭又は室

内に憩はしめ頭を高くし安臥せしめて行ふべしもし人事不省又は呼吸不利あらば人工呼吸を行ひ速に醫を招くべし

電撃 雷電の振撃を受け人事不省に陥りたるものは新鮮なる空氣中に輸送し人工呼吸を施すべし

市街に架せる導線に觸れて斃れたる場合には先づ導線を斷つか或は被害者の足を地より離れしめ足下に衣服毛布蒲團硝子を置き電氣の交流を絶つべし

窒息 窒息とは突然氣管の塞がりて呼吸つまり氣絶するに至るものなり此は屢咽喉の病氣例ば實扶的里亞の如き病により來る此の如き時は醫を招くこと勿論なり 其他窒息の場合には速に空氣の新鮮なる所に

つれ行き衣を解き人工呼吸を施すべし
卒倒 原因種々なれども凡て此の如き場合には患者を水平に臥せしめ胸を披き冷水を澆ぐべし通氣十分なる室内に致すこと勿論肝要なり其他頭部に冷罌法を施すべし而して顔面もし蒼白ならば頭を低からしめ之れに反し顔面紅あるときは之に高位を與へ必要あらば人工呼吸を行ふべし

吐瀉 吐瀉の場合には患者を温暖なる褥中に臥さしめ

両方のふくら脛に芥子泥を貼じ腹部へ温罌法を施し酒精飲料を少し宛與へ飯汁牛乳の煮たるもの半熟の卵等を食せしめ醫を請ふべし

腹痛 腹痛の場合には同じく褥中にて腹部に温罌法を施し温き飲料を與ふべし

中毒 諸種の中毒にありては生命危険なれば指を以て咽頭を摩し速に毒物を吐出せしめ又は微温湯の多量を服用せしむるか牛乳鵝卵等の多量を與へ置き以て醫の來るを待つべし

若し煙草マングラケ或は菌類魚類の中毒なるを知らば濃き珈琲を呑ましめ胸又は首に芥子泥を貼じ頭部に氷嚢を載すべし時としては人工呼吸を行ひ又毒物を吐出せしむること肝要なり

青酸中毒(未熟の果實中毒は多くは之れ也)失神痙攣心臓及呼吸麻痺を起して死す此の場合には前法にしたがひ速に吐出せしめ温浴に入れ同時に冷水を澆注し人工呼吸を施し稀塩酸の三瓦を水一合に和して内服せしむ

アルコール中毒 顔面赤き時は頭を高くし氷嚢を載せ手足には温罌法を施すべし又酢一合に水三合を混

したるもの或は食鹽五分程を水二合に解したるものを濯腸す

人工呼吸法(ジルウエスナル法)

假死者を仰臥せしめ背部に枕又は小蒲團を置きて胸部を高くし術者(人工呼吸を施す人)は假死者の頭部にありて両手にて之が肘關節部を握り上の方頸の両側まで提舉す之により胸部に呼吸運動を營ましむるなり二秒の後再び下降して肘を舊位に復し同時に胸の兩側を壓し肺中の空氣を呼出せしむかくして一分時十五回の割合に此運動をなすなり大抵十分乃至二十分時中には呼吸をふき返す但し此際ビンセットの如きものにて舌を牽き出さしめ置くこと肝要なり

牛乳飲用法

方今小兒を養育するに母乳に替ふるに牛乳或はコンデンスミルクを用ふること漸次一般の風習となれるに其適當なる調度を知るもの少し今左に注意及用法を掲ぐ
一、牛乳は必ず沸騰して用ふべし
二、薄めるには必ず沸騰水を用ひ生水を用ふべからず

三、容器及乳首護管は時々沸騰水を以て之を洗滌すべし

四、薄める割合

牛乳	煮沸水	コンデンスミルク	煮沸水
一ヶ月乃至三ヶ月	一分	三分	一分
四ヶ月乃至六ヶ月	一分	二分	一分
七ヶ月乃至九ヶ月	一分	一分	一分
十ヶ月以上	二分	一分	一分
			六分

柿と蟹梅醋と醃漬物と猪

桃と砂糖は陰合せなり

徴兵規則摘要

義務年齢 重罪の刑に處せられたる者の外は帝國臣民として満十七年より満四十年迄の男子は皆兵役に服する義務あり
適齢届 二十歳未滿にして現役を終へたる者及現役中の者の外は毎年一月より十二月までに満二十歳と爲る者は其年の一月中に又學校若くは外國に在るの故を以て徴集を猶豫せらるゝ者にして二十八歳若くは

三十二歳迄に其事故止みたる者は十四日以内に書面を以て(戸主に非ざるものは戸主より)本籍の市町村役場へ届出を爲すを要す
免役 痲疾又は不具者にして徴兵検査規則に照し兵役に堪へざる者は兵役を免す○検査に合格するども入營前に痲疾又は不具と爲り永久兵役に堪へ難きもの亦同じ

徴集を延期せらるゝ者

- 一、体格完全且強壯なるも身幹未滿定尺者
 - 二、疾病中又は病後にして勞役に堪へざる者
(次年に於て仍ほ徴集に適せざる者は國民兵役に服せしむ)
 - 三、公權の剝奪若くは停止を附加す可き重輕罪の爲め訊問若くは拘留中の者
 - 四、徴集に應ずる時の其家族自活し能はざるの確証ある者 但本人の願に由る○其事故三箇年を過ぐるも尙止まざる者は國民兵役に服せしむ
- 徴集を猶豫せらるゝ者
在校者 満十七歳以上二十八歳以下にして官立學校(小學校及選科等の別科を除く)府縣立師範學校中學

兵役

常備兵役

校若くは文部大臣に於て中學校の學科程度と同等以上と認めたる學校若くは文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學理財學を教授する學校に在る者は本人の願により満二十八歳迄徴集を猶豫す其事故二十八歳迄に止み又は之を過ぐるも仍ほ止まざる者は抽籤の法に依らずして之を徴集す
現役(陸軍は三箇年海軍は四箇年)にして満二十才に至りたる者之に服す
豫備役(陸軍は四箇年四箇月海軍は三箇年)にして現役を終りたるもの之に服す
後備兵役
(陸軍は十箇年海軍は九箇年)にして常備兵役を終りたるもの之に服す
補充兵役
陸軍十二箇年四箇月にして其年所要の現役兵員に過る者の中所要の人員之に服す
海軍一ヶ年にして其年所要の現役兵員に超過する者之れに服す

國民兵役

第一國民兵役後備兵役及第一補充兵役を終りたるもの之に服す

第二國民兵役常備兵役及後備兵役補充兵役第一國民兵役にあらざるもの之れに服す

徴集

通則 歩兵隊の兵員は聯隊毎に其師管の一聯隊區第一師管に在りては二聯隊區より其他の兵員は其師管各聯隊區より徴集す但し要員に充し能はざる時は他の聯隊區若くは他の師管より其不足を補充することを得

特別 近衛の歩兵隊及騎兵隊の兵員は各師管より其他の兵は第一師管より徴集す

鐵道隊の兵員は第一、第二、第三、第四、第八、第九、師管より徴集す

海軍兵員は各師管區内沿海及岬嶼を包括する聯隊區より徴集す

抽籤 身体検査に合格したる壯丁は徴兵順序を定むる爲徴集區域毎に体格の等位及兵種を分ち抽籤を行ふ○寄留地徴募區の身体検査に於て合格したる

者は該徴募區の壯丁と混同して抽籤を行ふ○抽籤總代人は其年の壯丁に就き聯隊區徴兵參事員之を選定す其人員は適宜とす

帝國海軍力

艦種	隻數	噸數
戰艦	一五	一三三三、一九四
一等巡洋艦	一三	一三八、〇五二
二等巡洋艦	一七	三八、一五六
三等巡洋艦	一三	四三、七一五
海防艦	九	三四、三九二
砲艦	四	一、五四一
通報艦	六	九、三五九
水雷母艦	二	一四、六二〇
水雷艇	六九	五一三、〇二七
聯合計	六一	
潜水艇	五九	
潜水艇	一三	

思孝の艦をつけて戦はば露にも佛にもどいつにしも勝

(自家格言集)

帝國陸軍配置表

師團	旅團	聯隊	師團	旅團	聯隊
近衛 (京東)	近衛第一 (東京) 近衛第二 (東京)	近衛第一 (東京) 近衛第二 (東京) 近衛第三 (東京) 近衛第四 (東京)	第一 (京東)	第一 (東京) 第二 (東京)	第一 (東京) 第二 (東京) 第三 (東京) 第四 (東京) 第五 (東京) 第六 (東京) 第七 (東京) 第八 (東京) 第九 (東京)
第二 (仙臺)	第三 (仙臺) 第二十五 (山形)	第二十九 (仙臺) 第三十 (仙臺) 第三十一 (仙臺) 第三十二 (仙臺)	第三 (名古屋)	第五 (名古屋) 第三十 (津)	第三 (名古屋) 第四 (名古屋) 第五 (名古屋) 第六 (名古屋) 第七 (名古屋) 第八 (名古屋) 第九 (名古屋)
第四 (大坂)	第七 (大坂) 第三十二 (和歌山)	第七 (大坂) 第八 (大坂) 第九 (大坂) 第十 (大坂) 第十一 (大坂) 第十二 (大坂) 第十三 (大坂) 第十四 (大坂) 第十五 (大坂) 第十六 (大坂) 第十七 (大坂) 第十八 (大坂) 第十九 (大坂) 第二十 (大坂)	第五 (廣島)	第九 (廣島) 第二十一 (山口)	第五 (廣島) 第六 (廣島) 第七 (廣島) 第八 (廣島) 第九 (廣島) 第十 (廣島) 第十一 (廣島) 第十二 (廣島) 第十三 (廣島) 第十四 (廣島) 第十五 (廣島) 第十六 (廣島) 第十七 (廣島) 第十八 (廣島) 第十九 (廣島) 第二十 (廣島)
第六 (熊本)	第十一 (熊本) 第三十六 (鹿兒島)	第十三 (熊本) 第十四 (熊本) 第十五 (熊本) 第十六 (熊本) 第十七 (熊本) 第十八 (熊本) 第十九 (熊本) 第二十 (熊本) 第二十一 (熊本) 第二十二 (熊本) 第二十三 (熊本) 第二十四 (熊本) 第二十五 (熊本)	第七 (川旭)	第十三 (旭川) 第十四 (同)	第七 (旭川) 第八 (旭川) 第九 (旭川) 第十 (旭川) 第十一 (旭川) 第十二 (旭川) 第十三 (旭川) 第十四 (旭川) 第十五 (旭川) 第十六 (旭川) 第十七 (旭川) 第十八 (旭川) 第十九 (旭川) 第二十 (旭川)
第八 (前弘)	第四 (弘前) 第十六 (秋田)	第五 (弘前) 第六 (弘前) 第七 (弘前) 第八 (弘前) 第九 (弘前) 第十 (弘前) 第十一 (弘前) 第十二 (弘前) 第十三 (弘前) 第十四 (弘前) 第十五 (弘前) 第十六 (弘前) 第十七 (弘前) 第十八 (弘前) 第十九 (弘前) 第二十 (弘前)	第九 (澤金)	第六 (金澤) 第三十一 (富山)	第九 (金澤) 第十 (金澤) 第十一 (金澤) 第十二 (金澤) 第十三 (金澤) 第十四 (金澤) 第十五 (金澤) 第十六 (金澤) 第十七 (金澤) 第十八 (金澤) 第十九 (金澤) 第二十 (金澤)

第十 (路姫)	第八 (姫路) 第二十 (福知山)	第十四 (鳥取) 第二十 (福知山)	第十 (德島) 第二十二 (善通寺)	第十二 (丸龜) 第十三 (善通寺) 第十四 (高知)
第二十 (倉小)	第十二 (小倉) 第三十五 (福岡)	第七 (小倉) 第十四 (福岡)	第十五 (新發田) 第二十六 (高田)	第十六 (新發田) 第十七 (村松) 第十八 (高田)
四十第 (宮都宇)	第二十七 (水戸) 第二十八 (宇都宮)	第二 (水戸) 第九 (宇都宮)	第十七 (豊橋) 第二十九 (静岡)	第十八 (豊橋) 第十九 (静岡) 第二十 (濱松)
六十第 (都京)	第十八 (敦賀) 第十九 (京都)	第九 (敦賀) 第十三 (京都)	第三十三 (岡山) 第三十四 (松江)	第四十一 (福山) 第四十二 (岡山) 第四十三 (濱松)
八十第 (米留久)	第二十三 (大村) 第二十四 (久留米)	第四 (大村) 第五 (佐賀) 第六 (久留米)	第七十第 (山岡)	第六十三 (松江) 第六十四 (岡山) 第六十五 (濱松)

○郵便規則摘要

一、普通郵便

第一種 一、書狀 二、書狀 にあきらむるも郵便法に依り第一種郵便物として取扱はるべきもの(重量四匁又は其端數毎に)金三錢 三、印刷したる無封書狀及運送狀保險申込書の類にして大部分を印刷したる無封の書狀(重量十匁又は其端數毎に)金二錢

第二種 郵便葉書 一、通常葉書金一錢五厘 二、往復葉書金參錢 三、封緘葉書金參錢 私製葉書

第三種 毎月壹回以上刊行する定期刊行物(重量二十匁又は其端數毎に)金五厘

注意第三種郵便物は主務官署(一等郵便局)の認可を得たるものに限る

第四種 書籍 印刷物 業務用書類 寫眞 書畫 商品見本及雛形 博物學上の標本(重量三十匁又は其端數毎に)金貳錢

第五種 農産物種子(重量二十匁又は其端數毎に)金壹錢 容積及び重量の制限

通常郵便容積長一尺三寸幅八寸五分厚五分、(重量)第

三種乃至第四種郵便物は三百匁 商品見本及雛形に在りては百匁

小包郵便容積長二尺幅二尺厚二尺、幅及厚各五寸以内のものは民さを三尺迄伸ばすを得(重量)内地相互間内地臺灣、樺太相互間一貫六百匁

二、内地の小包郵便料金 同一郵便区内 普通小包料金四錢、書留小包料金五錢 普通小包料金 (同一郵便區外)

二百匁迄八錢 四百匁十二錢 六百匁迄十六錢 八百匁迄二十錢 一貫匁迄二十四錢 一貫二百匁迄二十八錢 一貫四百匁迄三十二錢 一貫六百匁迄三十六錢

書留小包料 二百匁迄十二錢 四百匁迄十八錢 六百匁迄二十四錢 八百匁迄三十錢 一貫匁迄三十六錢 一貫二百匁迄四十二錢 一貫四百匁迄四十八錢 一貫六百匁迄五十四錢

三、内國郵便爲替 通常爲替 制限金額證書一枚に付き金百圓爲替料十圓 迄金六錢(拾圓以上は拾圓毎に五錢増し)

迄金參拾錢(拾圓以上は拾圓毎に四錢増し)
小爲替 制限金額証書一枚に付き金五圓爲替料金參錢

四、郵便及び電信爲替特種取扱料

電信爲替特別取扱料 至急電報の取扱に依る時は通常電報爲替料の外に金四拾錢
爲替の再度証書の發行請求料 一口に付通常又は電信爲替金六錢 小爲替金參錢
郵便爲替金の居宅拂手數料 一口に付郵便又は電信爲替金五錢 小爲替金參錢

五、特種郵便

書留料 (二箇に付金七錢)
價格表記料 書留料の外、通貨は表記金額拾圓迄毎に金拾錢其他の物件は表記金額拾圓迄毎に金五錢
代金引替料(一口に付)金五錢

六、内國電信

通常料金 同一市區町村内發着通常電報料(和文片假名十五字以内) 金拾錢五字以内を加ふる毎に金參錢
右以外の國內發着通常電報料(和文片假名十五字以内) 金貳拾錢五字以内を加ふる毎に金五錢 小笠原島臺灣及び樺太(和文假名十五字以内) 金四拾錢五字を加

○農家中行事

一月(春陽、孟春、曉月、太郎月) 小寒六日頃、大寒廿一日頃、
蠶種の貯藏堆肥其他肥料の調製、并に準備、畦畔雜草の焼却、促成栽培用蔬菜の下種、麥圃の中耕施肥鎮壓樹木の枝打ち果樹の剪定、移植又は施肥副業日蘭蓆縫製、簇製造 繩、菘等の製造、農蠶具の整理、
二月(如月、梅見月) 節分四日頃 立春五日頃
桑園の堀割耕耘 麥圃の中耕、追肥、鎮壓、藪細工、畦畔雜草の焼却、樹木の枝打、果樹の剪定、施肥、農具修理蠶具の整理、堆肥其他肥料の調製苗代田の耕起
三月(清明、彌生) 彼岸拾八日頃、春分廿二日頃、
上旬秋蒔葱の移植、馬鈴薯の植付、桑茶等の施肥、中旬秋蒔高苺、花椰菜、甘藍等の移植 蠶桑等の中耕或は施肥、土當歸の肥入終る、桑茶等の害虫驅除 蕪菜類の苗床整地、蠶具の製造手入、接木、下旬果樹、桑茶、蠶桑等の施肥を終ること、蚕

とわり

貯金の時効及期限

預入の者拾年間預入、出、拂又は利子記入、通帳檢閲等の請求をなさず且其催告を受くるも六拾日内に之に應せざる時は其郵便貯金及保管の証券は國庫の所有となる
拂戻のもの
拂出証書の有効期限満了の日より三箇年間再度証書の交付又は拂出金戻入の請求となさざるときは其拂出金は國庫の所有となる

貯金拂戻証書の有効期間

拂戻証書發行の日より六拾日間

額面貳拾五圓迄 金拾錢
全五拾圓迄 金拾五錢
全百圓迄 金貳拾錢
以上百圓ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ加フ
(イ)國庫債券
(ロ)勸業債券一枚ニ付 金五錢
(ハ)貯蓄債券一枚ニ付 金參錢

振替貯金料金

壹圓迄一錢 五圓迄二錢 拾圓迄四錢 五拾圓迄六錢 百圓迄八錢 五百圓迄一拾錢
一粒も末萬倍で種おろし

室蠶具の消毒、蠶種の取立、家禽の抱卵、早生蔬菜の下種
四月(立夏、孟夏、夏初卯花月) 春土用拾八日頃 穀雨廿一日頃、

春暖加はり時付移植等の仕事多忙なり、即ち
胡瓜南瓜糸瓜越瓜西瓜冬瓜夕顔、甘藍、葱蒿苣花椰菜蕃椒、刀豆、大小豆、綠肥、大豆等の播種、蠶室蚕具の消毒 麥、蕎麥、蠶豆等の耕耘を終る 蚕種の催青
中下旬に於て蠶種の掃立 胡瓜、南瓜等の移植并定植、甘藍の床植、里芋の植付、牛蒡 落花生麻の下種葱生姜の植付、家禽の孵化、製茶器準備、

五月(仲夏、早苗月、早月) 八十八夜一日頃立夏七日頃 端午五日 大小豆其他豆類の下種終る、粟稗等の播種、苗代田の整地并に籽種の下種、藍の移植 養蠶追々多忙、紫雲英の刈取り及其跡作の整地準備 下旬に至り蚕の盛食期なるを以て摘桑次で上簇等にて忙きこと比なし、桑園の耕耘麥の收穫 苗代の除害 茶の摘芽、製茶、蔬菜の除草施肥中耕

六月(季夏水無月) 入梅十一日頃 夏至廿一日頃

晩生大豆、秋小豆、胡麻、黍、稗、粟、夏蕎麥等の下種麥、菜種の收穫 繭の掻取販賣 水田の整理施肥 二番茶の製造 甘藷の植付馬鈴薯、秋蒔蒿苣、葱類の收穫 蔬菜其他の中耕及施肥 水稻の移植 蜜蜂分封 桑茶園の耕耘 蠶豆、豌豆の收穫

七月(立秋、文月) 半夏生三日頃小暑八日頃 土用廿日頃 大暑廿四日頃 稲作の除草三回を行ふこと 及灌溉、病虫害の豫防驅除等を怠るべからず 桑茶園等の中耕、除草施肥 蔬菜の中耕、施肥或は胡瓜茄子南瓜越瓜等の手入并に收穫を始む 夏蠶の飼育 繭の刈取調製

八月(仲秋、葉月) 立秋八日頃 處暑廿四日頃 稲田の除草上旬若くは中旬に終る 藍の收穫 麻の收穫及調製 大小豆粟黍胡瓜茄子西瓜南瓜越瓜蕃椒等の收穫 風穴蠶兒の飼育 桑園の手入施肥 蕎麥の下種
九月(季秋、菊月、紅葉月) 二十日(一日頃) 彼岸廿一日頃 秋分廿四日頃

菁漬菜類及牛蒡にんじん葱等の收穫 蠶種洗滌 果樹剪定整枝 麥類鎮壓 農作物調査整理 其他農閑を利用して農仕事農具の修理并堆肥の製造等を行ふべし

苦にするな金は世上に預けおく
ほしくはやらう働いて取れ

桃梨等果樹の芽接 大根、白菜、小松菜、京菜、壬生菜等の下種 胡麻、芋、小豆、菜豆等の收穫 藍の二回目收穫 黍の收穫 葱、頭葱、蒿苣、甘藍等の播種 稲田へ紫雲英の下種 茄子、梨子柿、葡萄類の成熟取入 竹林の伐採桑茶園蔬菜類の中耕施肥并除害 蠶具の片付

十月(初冬、神無月) 秋土用二十一日頃 霜降廿四日頃 葱頭等の收穫及軟化 大根、蕪菁、菘菜類の中耕 施肥 粟稗の下種 菜種の播種 大小麥の選種 早稻收納 大小麥の種蒔初めてよし 生姜里芋落花生等の收穫 蠶具の片付 甘藷の收穫貯藏 促成栽培蔬菜の下種

十一月(仲冬、霜月、辛月、神無月) 立冬八日頃 大小麥、裸麥、燕麥、豌豆、蠶豆等の下種 牡丹芍薬蘭等々の根分 柑橘類の霜除け 稻の收納及調製 蕎麥の移植 甘藷里芋貯藏

十二月(季冬、師走、極月、除月) 冬至廿二日頃 米の調製 蕎麥の移植 麥、蕎麥等の追肥中耕 杉松竹桐百合獨活柿桃梨林檎無花果葡萄等の移植 并施肥 土當アスバラガス等の軟化着手 大根蕪

斯
民
之
友
終

斯民之友附錄

● 公 用 文 例

公 用 文

公用文とは通例商人が法律上の規定によりて公衙へ呈出する諸願届書、公衙の布告文その他貸借等に關する証書類などを總括していふなり

諸 届 様 式

一 般 ノ 注 意

一 此書式ハ普通ノ場合ヲ想像シテ記載シタルモノナルヲ以テ若シ事實ノ相違スルモノアルハ此書式ニ準據シテ調製スベシ
例へバ届出事件ノ本人ガ戸主ノ弟又ハ姪ナルハ弟又ハ姪等ト書スルガ如ク又出生届ニシテ私生子等ナルハ父ノ氏名ヲ省クガ如シ
二 届書ノ文字中年齡日付等ハ一二三十ノ文字ヲ用ヒズ壹貳參拾ノ文字ヲ用フベシ

三届書用紙ハ普通半紙野紙ヲ用フルヲ可トス
四届出人、証人同意者又ハ承諾者ハ各自署シ檢印スルヲ本則トス

若シ自署シタルモ印ナキトキハ捺印セズ其旨ヲ付記シ無筆ニシテ自署シ能ハザルハ代書セシメテ捺印シ且其旨ヲ付記スベシ

五届用紙ニ野紙ヲ用ヒタルハ届出人ト宛名トノ間ヲ除ク外ニ空野ヲ存スベカラズ

出 生 届

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業何某何男平民何職業

父 何之誰
母 職業 何之誰
出生子 何男 何女 何れ 何れ

出生ノ時 明治何年何月何日午前(後)何時

出生ノ場所 何郡何町大字何處何番屋敷

右出生及御届候也

明治何年何月何日 届出人 父 何之誰
年月日生

何町村戸籍吏 何之 誰殿

(注意)

- 一 出生届ハ出生ノ日ヨリ十日以内ニ届出ル者トス
- 二 十日以内ニ届出ザルモハ處罰セラル、モノトス
- 三 父疾病他行等ニ依リ所定ノ期間内ニ届出ツル能ハザルモハ母ヨリ届出ツベシ父母共ニ届出ツルコト能ハザルモハ左ノ順序ニ依リ届出ツベシ
 - 第一 其家ノ戸主
 - 第二 同居者
 - 第三 分娩ニ立會タル醫師又ハ産婆
 - 第四 分娩ヲ介抱シタルモノ
- 四 届出地ハ父母ノ本籍地、寄留地又ハ出生地トス本籍以外ノ地ニ届出ツルモハ届書ニ通ヲ要シ且ッ届書中本籍地記載ノ次ニ寄留地又ハ所在地ト特記シ其地ヲ記載スベシ
- 五 何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業

婚姻届

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業
 何之誰何男平民何職業
 夫 何 之 誰
 年月日生

五十六

右父 何之誰
年月日生

右母 職業 何之誰
年月日生

何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業
何之誰何女平民何職業

右父 職業 何之誰
年月日生

右婚姻致シ候間此段及御届候也
明治年月日 届出人 夫 何之誰
届出人 妻 何之誰

何郡何町村大字何處何番屋敷何職業
証人 何之誰
年月日生

何郡何町村大字何處何番屋敷何職業
証人 何之誰
年月日生

何町村戸籍吏 何之誰殿
右婚姻ニ同意致シ候ニ付署名捺印ス

(注意)

- 一 婚姻届出地ハ夫ノ本籍地又ハ寄留地若クハ所在地トス
- 二 婚姻届書ハ夫妻本籍地ヲ同フスル場合ニ於テ本籍地ニ届出ツルモハ一通、夫妻本籍ヲ異ニスル場合ニ於テ夫ノ本籍地ニ届出ツルモハ及夫妻本籍地ヲ同スルモハ寄留地又ハ所在地ニ届出ツルモハ二通夫妻本籍地ヲ異ニシタル場合ニ於テ夫ノ寄留地又ハ所在地ニ届出ツルモハ三通ヲ差出スベシ
- 三 夫ノ寄留地ニ届出ツルモハ夫ノ本籍地記載ノ次ニ寄留地又ハ所在地ト特記シ其地ヲ記載スベシ
- 四 夫ノ父母ト夫。妻ノ父母ト妻ト本籍地ヲ異ニス

夫ノ父及戸主 何之誰
年月日生

夫ノ母 何之誰
年月日生

妻ノ父及戸主 何之誰
年月日生

妻ノ母 何之誰
年月日生

養子縁組届

- 一 夫ノ父及戸主 何之誰
年月日生
- 二 夫ノ母 何之誰
年月日生
- 三 妻ノ父及戸主 何之誰
年月日生
- 四 妻ノ母 何之誰
年月日生
- 五 何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業
- 六 養父 何之誰
年月日生
- 七 養母 何之誰
年月日生
- 八 何郡何町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業
- 九 何ノ誰何男(女)平民何職業
- 十 養子 何之誰
年月日生
- 十一 右父 職業 何之誰
年月日生
- 十二 右母 職業 何之誰
年月日生

五十七

右養子縁組致シ候間此段及御届候也

明治年月日

届出人 養父 何之 誰印

届出人 養母 何之 誰印

届出人 養子 何之 誰印

何郡何町村大字何處何番屋敷何職業 何之 誰印

証人 何之 誰印

何郡何町村大字何處何番屋敷何職業 何之 誰印

何町村戸籍吏 何之 誰殿

右養子縁組ニ同意致シ候ニ付左ニ署名捺印ス

養子ノ父及戸主 何之 誰印

養子ノ母 何之 誰印

(注意)

一 養子縁組届出ハ養親ノ本籍地又ハ所在地ニ之レヲナス

二 養子縁組届書ハ養親ト養子ト本籍地ヲ同スル場

合ニ養親ノ本籍地ニ届出ヅルキハ一通養親ト養子ト本籍地ヲ同スル場合ニ於テ養親ノ所在地ニ届出スルキ及養親ト養子ト本籍地ヲ異ニスル場合ニ養親ノ本籍地ニ届出ヅルキハ二通養親ト養子ト本籍地ヲ異ニスル場合ニ於テ養親ノ所在地ニ届出ヅルキハ三通ヲ差出スベシ

三 所在地戸籍吏ニ届出ツル場合ニハ養父母ノ本籍地記載ノ次ニ所在地ト特記シ其地ヲ記載スベシ

四 男ガ滿三十歳女ガ滿二十五歳以上トナリタルキハ父母ノ同意ヲ要セズ

五 父母ノ記載ニ付テハ婚姻ノ部ノ注意事項ヲ参照スベシ

六 養子ガ十五年未滿ナルキハ父母之ニ代リテ届出ヲナスモノトス

家督相續届 何郡何町村大字何處何番地平民何職業 何之 誰印

前戸主父何之誰隠居ニ因リ明治何年何月何日戸主

ト爲ル

右家督相續致シ候間此段及御届候也

明治何年月日

届出人 何之 誰印

何町村戸籍吏 何之 誰殿

(注意)

一 家督相續届ハ相續開始シタルキヨリ一ヶ月以内ニ届出ツベシ

二 家督相續届其他ハ被相續人ノ本籍地ニ届出ツルモノトス

三 戸主ノ死亡ニ依リ開始スル家督相續届ハ本書式ニ準スベシ

寄留届

本籍地 三重縣河藝郡神戸町大字神戸新町百番屋敷

戸主平民甲太郎長男

寄留地 三重縣河藝郡河曲村大字須賀十番屋敷

乙野丙太郎方

甲野乙太郎

明治二十年二月二日生

右寄留致候間此段及御届候也

明治四十五年二月廿四日

届出人 甲野乙太郎印

家主 乙野丙太郎印

河曲村長青木謙造殿

一通ハ寄留地町村長宛一通ハ本籍地町村長宛

二通全時ニ寄留地ノ町村長ニ届出ツベシ

退去届

本籍地 三重縣河藝郡神戸町大字神戸新町百番地

戸主平民甲太郎長男

寄留地 三重縣河藝郡河曲村大字須賀十番屋敷乙野丙太郎方ニ寄留致候處今般都合ニ依リ退去致候間此段及御届候也

甲野乙次郎

右 甲野乙次郎印

河曲村長青木謙造殿

明治四十五年二月廿四日

死亡 届
何郡市町村大字何處何番屋敷戸主平民何職業何ノ誰男(女)平民何職業

何之誰

死亡ノ時 明治何年何月何日 年月日生
死亡ノ場所 何郡市何町村大字何處何番屋敷

右死亡致シ候ニ付別紙醫師診斷書(檢案書)相添へ此段及御届候也
明治何年何月何日

届出人 戸主 何之誰 年月日生

何町村戸籍吏 何之誰殿

(注意)

- 一 死亡届出ハ届出義務者ガ其ノ死亡ヲ知リタル日ヨリ五日以内ニ届出ヅベシ
- 二 死亡届ハ死亡地又ハ死亡者ノ本籍地若クハ寄留地ノ戸籍吏ニ届出ヅベシ
- 三 死亡届出義務者ハ左ノ順序ニ依ル
第一 義務者死亡者ノ戸主

第二 義務者死亡者ト死亡當時同居シタルモノ
第三 義務者死亡者ノ家主地主又ハ土地若クハ家屋管理人

印紙 地所并建家賣渡證

河藝郡神戸町大字何町字何々何番地
一宅地百五拾坪

全上
一瓦葺平家建坪三拾八坪五合

外ニ雪隠建坪壹坪
右賣渡代金五百圓也

右地所并ニ建家拙者所有之處今般前書ノ代金ヲ以テ賣渡候處實正也然ル上ハ右物件ニ對シ今後何等故障申立間敷候爲後日賣渡証仍テ如件
年月日

河藝郡神戸町大字何々番屋敷

全郡全町大字何々番地
何之誰殿

印紙 小作証

河藝郡何村大字何々番地
一 田壹段五畝貳拾步

全上何番
一 田壹段貳畝五步

右掟米八俵壹斗也 但壹俵四斗入
右地所今般明治四拾四年ヨリ向五ヶ年間前書ノ掟米ヲ以テ借受小作仕候處實正也然ル上ハ毎年拾貳月貳拾日限リ掟米ハ上米ヲ以テ無遲滞御納メ可申候尙病虫害ハ勿論風水害等有之候共苦情一切申間敷候尙又右期日ニ至リ掟米不納ノ節ハ引受人ヨリ御納可申候爲後日小作証仍テ如件
年月日

河藝郡何村大字何々番屋敷
小作人 何之誰
全 郡何村大字何々番屋敷
引受人 何之誰
全郡神戸町大字何々番地
何之誰殿

預リ金証書

一金百五拾圓也 但利子年八朱定

右之金員今般貴殿ヨリ預リ置候處實正也然ル上御入用之節ハ何時ニテモ御返戻致ベク候爲後日預リ証仍テ如件
年月日 預リ主 何之誰

何 某 殿 何之誰

印紙 借用証書

一金貳百圓也 但利子金壹圓ニ付壹ヶ月金壹錢定

此抵當
河藝郡何村大字何々番地
一 田壹反貳畝步
全上何番地
一 畑八畝二拾五步
右地所拙者所有之處今般金子要用ニ付貴殿へ書入金額正ニ借用致候處實正也然ル上返済ノ儀ハ來ル拾貳月貳拾日限リ元利取揃へ無相違御返納可仕候若一期限ニ至リ返金致兼候節ハ右抵當地所ヲ賣却

シ速ニ皆済可仕ハ勿論其ノ節不足相生ゼシ時ハ一切保証人ニテ引受毫モ御損耗相懸申間敷候爲後日借用証券仍テ如件

年月日 河藝郡何村大字何處何番屋敷 借主 何 之 誰印

河藝郡何村大字何處何番屋敷 保証人 何 之 誰印

何 某 殿

印紙 委任状

一、今般河藝郡神戸町大字神戸十日市町何番地何之誰ヲ以テ部理代人ト定メ拙者ノ名義ニテ左ノ權限ノ事代理セシムル事
一、安濃津區裁判所白子出張所ニ出頭シ河藝郡何村大字何々何番地何某ヨリ書入タル河藝郡何村大字何字何々何番地何段何畝歩外一筆ニ關スル登記申請ノ件ヲ處辨スル事
一、其他登記ニ關シ必要ナル事項ヲ處理スル事
右委任状仍テ如件

年月日 河藝郡神戸町大字、何番屋敷 何 之 誰 印

書翰文の認め方

一、一般の心得

字跡ハ行書又は草書とす、但し草書はあまり崩し過ぎぬやうに書くをよしとす、字の大きさハ半切一行に十一二字葉書に十四五字墨色及び墨次ハ墨色は悔み状は淡墨色に其の他は濃きをよしとす墨次は成るべく語句の始めにすべし行頭行尾に認めざる文字ハ行頭に候、趣、由、間、旨、處、哉、條等の文字を書くは悪しく止むを得ざる時は下の横になりとも認むべし又行尾に御貴殿の字を書くは悪しく尙物名熟字等を行尾と行頭に跨げて書くは忌むべきことなり

二、巻紙の認め方

前後及天地の明け方ハ之れには種々の説ありて天は七分地は五分或は天は明けず紙一ぱいに書き地を三四分も明け又前後は三寸六分宛を明くべしを稱すれども現今多くの人の認むる所によれば前は二寸餘り後は一寸餘りとし天は五分地は三分とするを普通とす

行と行との間は程よく明け文の終はりの行と自分の名と先方の名との間には大抵一行づゝの間隔を明くるべし

年月日は普通の手紙には月日のみを書く又年月日は自分の名の上の方に書き本文より一字下げて認むべし

三、巻紙の巻き方
巻紙の巻き方は字を内にして奥より口の方へ巻くべし其際注意すべきことは折目が先方の宛名にかゝらぬやうにすることゝあまり小さく巻かずして大抵封筒の中より少し狭き程に巻くべし

書翰文の形式

一、文 段

書翰文は敬意を表する爲に通例本文即ち用事の外に前文と末文とを添ふる者なり、併しながら其の前文及末文は場合によりて種々様々に認む仍て左に數例を掲ぐ

前文 用事 末文
略式なるもの
拜啓 前文御免 用事 頓首

普通多く用ゐらるゝもの

一筆啓上仕候 春暖の候 愈御清榮奉賀候 扱用事 謹啓 秋冷の候

先は御報知迄如此に御座候頓首 最鄭重なるもの

拜啓仕候(冒頭)春暖相催候處(季節)高堂愈御清榮の段奉大賀候(先方の起居を叙す)次に拙宅一同無事に消光罷在候間乍憚御安神被下度候(自叙)扱(用事)時下御自愛專一と奉存候 敬具(結尾)

二、常用文字の用法

常用文字 口 語 用法の例
候 マス 申上候 存候 御座候
候 ハ マシタラ (未定のことを用ふ)
候 ハ デアルカラ 御差支無之候ハ 御光來被下度候 (定まりたることに用ふ)
候 ハ デアルケレドモ (上文の意を翻すときに用ふ) 明日は日曜に候へば參上可仕候
候 ハ 只今無之候へども後より差上べく候

四、季節用語

一月 嚴寒之候、寒威凜烈之候、甚寒之節に御座候處、
 寒氣厳しく御座候處、大寒の砌、
 残寒尚去り兼候處、春寒料峭之候(砌) 寒氣稍
 弛候處、寒氣漸く凌よく相成候處、
 三月 春暖相催候處、暖氣日々相加はり候處、春色相
 催候處、
 四月 春暖之砌、百花爛熳之候(節)
 五月 農桑繁忙之節、暑氣いさゝか相催候處
 六月 梅雨鬱陶しく候處、向暑之節(候)
 七月 溽暑凌ぎがたく候處、大暑之候、極暑之候
 八月 炎暑堪へ難く候處、殘暑甚しく候處
 九月 秋氣相催候處、朝夕は大に暮しよく相成候、
 十月 連日の秋晴欣喜御同様に御座候 秋冷相催候處、
 冷氣次第に相募候處、秋冷之候
 十一月 寒冷相催候處、向寒之砌、收穫繁忙之節、追々短
 日に相成候處、
 十二月 寒氣日々相増候處、寒氣凌ぎがたく候砌、歳末
 に押詰り除日無之候處、沍寒(嚴寒)之節(候)
 五、慶賀用語

候間 マスカラ 御座候間 暮し居候間
 候由 サウナ 御座候由 御出發被遊候由
 候處 ナサレタサウダ 御歸宅被成候趣
 候處 マスガ 御座候處
 候處 マスカ 如何御起居被遊候哉
 仕、致 スル (仕は致より敬語なり、)仕候、
 致候
 可仕 ダラウ 到着可仕候
 可被成下タマハレ 御安心可被成下候
 致間敷 シマスマイ 延引致まじく候
 三、冒頭用語

手紙を以て 愚札を以て 申上候 扱(楮)
 書状を以て 幸便にて 申上候 然れば
 一筆 寸楮 啓上 謹呈 仕候 陳れば
 短簡 一書 進呈 拜呈 仕候 陳れば
 愚札 呈上 拜呈 仕候 陳れば
 前畧御免可被下候 拜見 仕候 扱
 御書面 御手紙 披見 仕候 然れば
 貴翁 芳墨 拜讀 致候 然れば
 某氏へ御委託の書面 拜受 致候 然れば
 來翰の趣 委細 承知 仕候 扱
 貴命の趣 了解 致候 然れば
 仰の趣 御申越の趣 了承 致候 陳れば

愈々 壯健 勤學 奉賀候 奉祝候
 倍々 健勝 隆盛 恐賀至極に存候
 益々 多祥 繁榮 欣喜之至りに御座候
 彌々 勇健 安康 勵精 欣林之に過ぎず候
 日重に 奉存候

六、自叙用語 (自分ノコトニ用フ)
 次て 小生(事) 無事に 消光罷在 候間 乍恠事 御安神
 御家 拙宅 一 恙なく 相暮居 候間 乍恠事 御安神
 私方 一同 候間 乍恠事 御安神

七、結尾用語

先は 當用迄 御返事迄 如此に 頓首、敬白、拜復
 右 御伺迄 貴答迄 謹言、敬復
 此段 御依頼迄 御照合迄 御座候
 御報知迄 得貴意度 以上、不
 餘は 御面會之節に 可申述候 不悉、不備
 委細は 而晤之上 陳述可致候 早々、勿々
 他は 他日に、後便に 譲り候

八、人倫異稱
 自分に關するいひ方
 男 不肖 小生 不佞 野生 迂生 拙者 愚弟
 女 妾 私
 家 弊家 弊宅 弊屋 拙宅 茅屋 矮屋 陋屋

地 當所 當地 當町 弊村 弊地 本郡 本縣
 父 拙父 老父 家嚴
 母 家萱 老母 家慈
 子 (男) 愚息 賤息 豚兒 悖
 (女) 愚女 賤娘 愚愛 娘
 夫 拙夫 愚夫
 妻 荆妻 愚閨 愚妻
 兄弟 家兄 愚兄 愚姊 舍弟 愚弟 愚妹
 家族 皆々一同 一統
 他人に關するいひ方
 男 尊公 貴兄 貴君 雅兄 貴殿 先生 大人
 女 貴孃 令娘 貴姉
 家 貴家 高堂 尊第 尊宅 貴店
 地 貴地 御地 錦地 貴地方 御市内 貴村
 父 貴父 御父上 御親父 嚴父 御尊父 御亡父(死)
 母 御母堂 御老母 賢母 北堂 御尊母 御亡母(死)
 子 (男) 貴息 賢息 令息 令嗣 御子息
 (女) 令嬢 令愛 息女
 夫 賢夫 御良夫 御主人
 妻 令夫人 令室 御內堂 令閨 御奧様

兄弟 御尊兄 令兄 貴兄 賢弟 令弟 令姉 貴

姉 令妹 貴妹

家族 御一同 御主家 御潭家

九、封筒宛名脇付用語

秘密を要するとき 親展 直披 直剪 大急

急速を要するとき 至急 急用 急 大急

返事を要するとき 要貴答 請芳答 煩芳酬

返事には 奉復 貴酬 回答

書翰を託するとき 託幸便 託何某君

同封を表するとき 証書在中 原稿在中

親屬故舊に尋常の通信 平安 無事 平信

高貴の人には 執事 侍史 閣下

先方が数人ある時 御中 各位

受信人に對し敬意を表するときには 坐 臺下 梧下 案下 坐右 梧右 硯北 足下

十、受信者(先方)の身分により用語

及び字跡を異にする例

用語は先方の身分により異なるを要す、即ち自分より目上の人には丁寧なる語句を用ひ同輩には餘り丁寧ならざるをよしとし又目下の者には無論丁寧なる語句

を用ひる必要なきなり、今左に其二三の例を示さん、

上 輩 同 輩 下 輩

一筆啓上仕候 一筆啓上致候 一筆啓達致候

尊書拜見仕候 貴札拜見致候 御狀披見致候

御起居被遊 御起居被成 御暮被成

御來臨被成下 御入來被下 御越に預り

敬承仕候 承知仕候 承知致候

奉願候 御願申候 願入候

恐惶謹言 恐々頓首 不具、頓首

●書翰文例

祝賀文

- 注意1. 祝賀の事故を詳に記すべし
- 2. 慶賀の辭を挿入することを忘るべからず
- 3. 婚姻祝に「返す」「去る」「離る」「別る」「さる」「再」「復」「重る」「着」「猶、又」等の語を用ひることを忌み、新築祝に火の字を忌むべし、又行半ばにて書き留めぬ様に注意すべし
- 4. 字跡を正しく墨色を濃くして書くべし

一年始状

新年の御慶目出たく申納め候先以て貴家皆々様御揃ひ御機嫌よく御越年被遊候段奉賀候次に私方一同無事加年仕候間乍憚御安心被下度候先は年始の御祝詞申上度如此に御座候 謹言

類語 改曆 鳳曆 新禧 迎歳 加齡 重齡 愛順

高庇 嘉慶 壽算 嘉祥 清福 永陽

名刺の折り方
慶賀の場合

二 婚姻を賀する文

一筆啓上仕候扱今般御婚儀首尾よく相濟まさせられ千鶴萬龜目出度御事と奉祝候御兩親様嚙々御満悦の程御察申上候不取敢御祝詞申上度斯の如くに御座候 謹言

同返事

御紙面拜誦仕候扱過宵は婚儀之略式相濟まし候處早速御祝詞を導し難有奉存候荆妻事萬事不馴にてさかく不調法勝に候へ共殊の外兩親の氣に適ひ候様子に付御安心被下度候幾久しく御厚情の程伏て奉願上候 拜復

類語 滿足 欣喜 婚儀 婚禮 華燭 合歡 伉儷

鴛鴦 福祉 慶祥 偕老同穴 酒掃の役 迎妻

三 出産を祝する文

昨夜は御令室様御安産御男子を擧げさせられ且御母子様とも健かに御肥立なされ候由御家門御繁榮の御悦さこそ奉推察候友禪縮緬壹丈御産衣の印として進呈仕候御笑納下され候はゞ本懐に奉存候敬具

右返事

荆妻分婉につき御祝詞を賜はり且何よりの御品御惠投下され御厚情の段厚く奉謝候扱明日は七夜に候まゝ心ばかりの粗酒一献差上度御足勞ながら午後四時より御奥様御同道にて御光來下され度只管御待申候 再拜

類語||出生 出産 重祝 縁縁 誕生 御寄贈 御令
関 分身 内宴

物品進上の文

- 注意1. 物品を贈る文には贈る品物と贈る目的とを記入すべし
- 贈る品物の起因を説くべし例へば到來物又は手製なぞ、書くが如し
 - 進呈と受納を乞ふこの語を入れること
 - 贈る文には卑下謙遜の詞を要す
 - 返事には賞美の詞と謝禮の詞とを必らず記入することを忘るべからず
 - 到來物を分ちて人に贈ることを福分といひ受くる人からは福分といふべし

一 餞別品を贈る文

拜啓承り候へば貴君近々御入營之由御暇も御座候はゞ今一度の御來遊願はしく存候へども最早御支度なごにて御多忙の御事と思ひ止り候御入營後は御如才も無之候へ共一層軍務に御精勵之程奉祈候就ては此の品輕少には候へども聊御餞別の印まぞに進上仕候間御笑納下され度候尙御出立の日限相定期候はゞ乍憚御知らせ下され度願上候 敬白

右 返 事

貴書拜見然れば今般小生入營に付親切なる御詞に預り殊に結構なる御餞別を賜はり有難く拜受仕候入營後は御言葉に従ひ十分國家の爲に盡すべき心組に御座候出立は明後日午前八時に有之候出立迄には

一 婚禮に人を招く文

肅啓愚息義兼て御尊申上候通明日某氏の女を娶り可申様媒酌の勧めに任せ取きめ申候就ては聊祝意を表し且は將來の御懇親を願度存候に付粗酒一献差上申度何卒當日午後三時より御光來被成下度奉待候 頓首

右 返 事

芳墨拜誦御婚禮の御祝宴御開きに付御招きに預り難有奉存候仰に從ひ明日參上可仕候就ては御調理の端にもと存粗魚一尾進呈仕候間御笑留被下度候先は御禮旁御返答まで如此に御座候 敬復

二 祭禮に人を招く文

朝夕は稍凌ぎよく相成候扱來る十五日は

是非とも一度御禮旁御暇乞に參上可仕候先は不取敢御答禮旁御返事まで如此に御座候 拜復

類語||献上 呈上 進呈 拜呈 懇切 芳意 御膳 任務 覺悟

名刺の折り方
普通訪問の場合

招待文

- 注意1. 鄭重なる詞にて認むること最肝要なり
- 招待の目的、日時、場所等を明瞭に書くべし
 - 晴雨に關係あるものは其の事を明記すること
 - 必來臨を乞ふといふ詞を入れること
 - 返事には先方の好情に對して十分に謝意を表はすこと必要なり
 - 返事には招待に應ずるや否やを明記すべし若し行くこと出來ざる場合は其の理由を明かに述べて感情を害せぬ様に斷るべし

當村の氏神祭禮に候處今年は近年稀なる豊作にて例年とは格別賑ふべくと存せられ候間御一同様泊りがけに御出かけ被下度待ち入り候 勿々

同返事

貴書拜誦陳れば御地の氏神祭さていつもながら御案内被下忝く奉存候本年は別て花やかにせられんどの御事に候へば定めし賑々しく候はんと樂み居候仰に従ひ子供召連れ御邪覓可致候尤毎年の事に候間御構被下まじき様前以て御斷り申上置候先は御返事まで如此に御座候 拜復

類語 厄介 造作 用意 推參

三 佛事に人を招く文

愚札呈上仕候扱來る五日は亡祖父の三周

忌に當り法要相營み可申候に付御茶漬差上申度候御手透に御座候はゞ午前十一時頃より御來駕被下度候先は御招き申上候 以上

類語 湯漬 齋 非時 來車 光來 佛事 追善

法會 法苑 案内

右返事

御書面拜讀仕り候來る五日亡御祖父様三周忌の御法會御勤め遊ばされ候よしにて態々御招待に預り辱く謝し奉り候就ては粗香一箱御尊靈へ御供へ被下度候當日は是非參詣可仕候書外は拜眉の節に可申述候 敬具

類語 香資 佛前 靈前 御供へ 拜顔 拜芝 御營 一包

誘引(勧誘)文

注意 1. 誘引文には場所目的、日時、出發の手筈等につきて委しく書くべし

2. 尙珍しき事柄について誘引する時は先方の心を引くやうに其の利益の點及び娛樂の點を書くべし

3. 勧誘とは或事業に加入をすゝむることなれば先方より進んで加入するやうにせざるべからざるが故に目的、計畫、利益、興味等の點を詳記すべし

4. 返事は前の招待に準じて認むべし

一、軍人送別會を催す文(勧誘)

本町より當年入營せらるゝ左記の諸氏近日出發につき有志相謀り來る十五日午後五時より當町某樓に於て送別會相催し度候間御賛成なし下され同刻迄に萬障御繰合せ御來會奉願候也

追て會費金壹圓當日御持參下され度候

名刺の折り方
告別の場合

二、入會を勧むる文

拜啓郡農會開催の蠶業講習會は約二週間の豫定にて來る十五日より本村小學校内に開かるゝことに相成り候由養蠶期も近づき候折柄誠に結構の事と存候就ては此際共に入會いたし候ては如何に候哉規則書御覽に供し候先は右御勧誘まで愚札を呈し候 以上

類語 染色講習 漆器講習 肥料講習 主催 有益 御參考

報知文

注意 1. 報知文には其の要項を明記すべし

- 2. 長文の場合に要項を書き落とし又は重複のなきやうに心掛けざるべからず
- 3. 末尾に報導、報知の語を挿入すべし

一 入隊を報ずる文

謹啓小生出發の際は御多忙中にも拘はらず態々遠路御見送り下され其の上多大の御餞別に預り難有奉萬謝候無事本日左記の隊へ編入相成候間乍他事御安心被成下度候先は右取敢へず御禮旁御報知申上候末筆ながら御家内御一同様へ宜しく御鶴聲下され度候 敬具

類語|| 出立 繁務中 過分 無事 安着 表記の際
乍慮外 安意 乍畧儀 傳聲 傳言 致聲 乍憚

二 死去を報ずる文

老父事久敷病氣のところ藥石其効なく昨夜十一時遂に死去仕候不取敢御報知申上

候

追て葬儀は明十日午後三時自宅出棺某墓地に於て執行致すべく候間併せて申し添へ候

類語|| 醫療不叶 藥石効を奏せず 加養 永らく病臥
遠逝 死亡 歿し 埋葬 火葬 永眠

註文 狀

- 注意1. 註文には品目、數量、見本、寸法書、代金、期限等の諸要件につきて書落しなきやうにすべし
- 2. 直段の引合ひ其の拂方を申進るべし
 - 3. 送附文には先方の安心する様に書くべし
 - 4. 註文品を送る場合は先方の好意に對して禮を述ぶることを忘るべからず

一 桑苗を註文する文

拜啓私方此の度桑園五段歩開墾致候に付市平苗五百本及び魯桑苗一千二百本購求仕度貴店は手廣く苗木を販賣致され候由

かねく聞き居候に付註文申上候代金の義は苗木と引換にて半金差上明春發芽の後に殘金御渡可申候へば左様御承知相成度候 早々

類語|| 承引 了知 拜承 承了 開拓 開及 通運便
評判殊に宜敷

二 註文品を送る文

謹啓益御清榮賀し奉り候過日御註文の品出來上り候につき嚴重に荷造り致し本日鐵道速達便にて御送り申上候間到着の上は御改め御受取下され度候尙運賃は前例に倣ひ先拂の事に致し置き候間此の儀御承知置き下され度候 敬具

類語|| 貸濟 發送 廻送 郵送 御査収 鄭重 小包便

貸借文及返却文

注意1. 借る文には言葉遣ひを丁寧にする

- 2. 借る物品目、數量を明記すること
- 3. 借る文には申兼候へ共、御不用に候はゞ等の語を欠くべからず
- 4. 借る文には使用する期日を申送るべし
- 5. 貸す方は氣軽く貸すべし
- 6. 貸すこと出來ざる場合には其の事情を委しく述べ先方の感情を害せぬやうにすべし
- 7. 借りたる物を返す場合には心底より先方の好意を謝し又その品物は一々改めて受取下る様に書くべし
- 8. 返却文には先方の厚情を深く謝すべし
- 9. 返す文にて破損等あらば粗漏の罪を謝すべし

一、膳碗を借る文

明日は祖父の三回忌にて來客多人數のため拙宅所有の膳碗のみにては間に合ひかね候間甚だ申兼候へども右兩品二十人前つゝ拜借願はるまじく候や御差支無之候はば何卒此の者に御渡し下され度平素の

御懇情に甘えかくは御願ひ申上候 敬具
類語||恩借 借用 借覽 拜見 所持 蔵書 開濟

二、器物を返す文

一筆啓上仕候扱先日佛事の節は大切の御
道具色々恩借を蒙り難有存候早速返上可
仕處彼是取込居候に付大に延引致候段無
申譯次第に候塗物の類は別段に氣を付け
納置候へとも尙能く御改め下され度候何
れ近日參上仕り御厚禮可申上候 敬具
類語||遅延 延期 緩慢 返却 返納 格別

三、金子借用文

拜呈仕候其後は御疎濶に打過ぎ多罪の至
に御座候扱此度弊村に良田の賣物有之候
に付是非共購求致度候へとも生憎手元不
如意にて差支候間金貳百圓程御融通被下
まじく候哉御聞濟下され候は、上等田二

段歩抵當に書入れ一ケ年后に返済可仕心
組に候間宜しく御願申上候先は乍畧儀書
面を以て御願申上度如此に御座候 不備
類語||御無音 買入 出合物

四、融通を斷る文

金員御入用につき融通方の儀仰せ越され
候處生憎一兩日前據なき向へ出金いたし
差當り御用立いたしかね候間折角の御高
囑に對しまことに相濟まざる義には候へ
共今回たけは不本意ながら御斷り申上候
右惡しからず御承知奉願候 勿々
類語||不景氣 不如意 御氣の毒 御迷惑 折惡敷
遊金 遺憾 残念 貴意に應しかね

催促文

注意1. あまり催促が間しく言はず相當の禮を具へて
かどだたぬ様に書くべし

- 2. 自分が困却する意を申送るべし
- 3. 至急約束通り實行せられたきよしを認むべし

一、貸金催促の文

一筆申上候先般御用達申置候金子去月中
御返済の約束に有之候處今以て何等の御
申越無之候は如何に候哉最早節季勘定の
際に迫り居り當方も心當てに致居候に付
此上延引相成候ては甚だ迷惑仕候此後又
々御相談も可仕候へ共一先御返却被成下
度右申入候也 不宣

類語||約定 契約 誓約 日限經過 督促 返金 返納

二、註文品催促の文

前文御免過日註文致候建具今に御送附無
之は如何に候哉兼て申上置候通り日ぎり
ものに候へば今更延引相成候ては甚差支
困却仕候間何卒至急御仕上の上御送附被

成下度候 早々

追啓御如才は有之まじく候へ共荷送は可成御入念に
て御送附下さる様申入置候
類語||申迄も之なく候へ共

問合せ文

注意1. 問合せ文には第一問合せの事項を明瞭に記すべ
し、
2. 返事には其要點を明記し不得要領なる書方を
なすべからず

一、米の相場を問合せ文

前畧御免此の頃は米相場大に引上げ候由
就て私方は所藏の米少々賣拂ひ度存候間
御繁忙中恐入候へ共直段の義は幾何に御
座候哉御一報下され度候愈賣拂候事に相
定め候節は必らず貴店へ御依頼可申候心
組に候間何卒精々御働き相成度候 早々
類語||所有 貯藏 秘藏 珍藏 賣却 高直 心算

右返事

御書面之趣委細承知仕候米穀直段之儀は此の兩三日餘程好景氣にて極上米一俵代金六圓九拾錢二等米にて金六圓七拾錢位の御座候へば實に御賣出しの好期と相考られ候尙現品篤と一覽の上精々相働さ可申上候間何卒御賣拂被遊候様御決定被成下度願上候 勿々

類語||詳密 万緒 万端 万縷 巨細 手離し 暴騰 騰貴 愚考 見本

二、規則を問合する文

拜啓愚息某今般農林學校へ入學致させ度存候處同校規則并に入學の模様等一切不案内に付大に當惑仕居候承り候へば目今御令息は同校に御研學中の由就ては甚恐縮の至りに候へども該校規則の大略御通

2. 先方の勞を謝する爲め御手数恐縮など詞を略すべからず
3. 頼み上げ、願上などの詞を挿入すること
4. 依頼文に此段及御依頼候也などの如き官廳風に書くは甚宜しからず注意すべし

一、雇人の周旋を頼む文

一書呈上仕候扱弊店此度業務擴張致候候に付ては丁稚二人雇入度年頃は十三四歳位にて尋常小學校卒業性質温厚なる者無之候哉若し御心當りも有之候はゞ何卒御周旋下され度毎々御手数相かけ恐縮の至りに候へ共折入て御依頼申上候 以上

類語||店員 見習 下婢 下男 柔和 温順 御世話 御厄介

右返事

貴札拜見仕候陳者御申越の丁稚の件心當り相尋ね候處當町の住人何某の子息何々

知破成下度奉願候乍失禮郵便切手封入致此段御依頼申上候也
類語||迷惑 疑惑 困却 勉學 在學 恐入 願兼候
へ共 大要 郵券封入

右返事

御手紙拜見仕候然れば御賢息様には此度農林學校へ御入學をさるべき尊慮の由大慶に奉存候就ては同校規則早速取寄せ差上候間御一覽下され度同校も追々隆盛に趣き教授萬端親切にして着實を旨とせられ候に付私共も喜び居候間御賢息様にも是非御入校成され候様御勧め申上候拜復
類語||隆昌 繁昌 盛大 萬事 實用 騰寫 高覽 熟覽 熟讀 諸般 適切

依頼文

注意1. 依頼すべき事項を明細に述べべし

と申者本年三月尋常小學校を卒業致し何れかへ商業見習に参りたき旨申居候に付幸のこと、存候間明日一應參候致させ可申候へば篤と御見定下さるべく候尤身元も慥にて當人并に両親も至極温厚なる性質に有之候間右御了承被成下度候 拜復
類語||奉公 召使 服從 従事 就業 勤勞 勤勉 正直 誠實 參店 確實 本人

二、子弟の商業見習を頼む文

謹啓かねて御噂申上候愚息本月高等小學校を卒業仕候に付是より商業を見習致させ度且本人も見習ひ度申居家風正しく商業も盛大なる向を望み居候就ては貴店こそ最適當と存候間甚た押付ケ間敷候へども何卒御召使下され御指導の程御依頼申上候何れ二三日中に本人召連參上可仕候

萬事は拜顔の節可申上候 頓首
類語||教導 教育 訓誨 繁務 多忙 多用 適切
厚ケ間敷 拜眉

三、添書を頼む文

拜啓小生儀明日何々の要件にて某君を訪
問致度と存じ候同君は豫て貴君とは御親
友の間柄と承り候間御多忙中恐入り候へ
共紹介状壹通御認め下さる間しく候や此
段偏に御依頼申上候 頓首
類語||立寄 無二の友 竹馬の友 折入 伏て

四、田植の人を頼む文

以手紙申上候昨日よりの豪雨にて水都合
もよく候間明日より愈植付致度存候處何
分家内のみにては手廻りかね候様相考候
に付御多忙中恐入り候へ共御召使の者一人
御手傳願はるまじく候や御都合奉伺候
以上

類語||潤雨 甘露 田植 多用 行届かね 間に合ひ
兼 下男 下僕 取掛り度 助力

見 舞 文

注意1. 先方の心を慰むる目的を達し得る様に作るべ
し
2. 真面目なる詞を選び表面の虚飾を用ふべから
ず
3. 海状は淡墨にて認むべし、近頃は封筒の縁を
黒くすることも多少行はるゝなり
4. 返事はすべて鄭重なる文字によりて書さ十分
感謝の意を表すべし

一、病氣見舞の文

拜啓承り候へば御尊母様には此頃御不例
の由御案じ申居り候昨今の御容躰如何に
御座候哉御伺申上候此品甚些少には候へ
共聊御見舞の印まで差上候尙一日も早
く御全快の程奉祈候 不盡

類語||病床につかせられ 御病氣 養生 療養 加養
心配 全癒 様子 経過 良好

右 返 事

拜復老母儀微恙の事御耳に達し御親切に
早速御見舞下され殊に何よりの品澤山御
投惠被成下感謝の至りに御座候一時は心
配仕り候ひしも昨今は格別の事も無之此
の様子にては今四五日中には平癒可致と
存居り候次第に付決して御案じ下さる間
敷候先は御禮旁御返事申上候 匆々
類語||別段 全癒 全快 心痛

二、水災見舞の文

拜呈御地方大洪水の由只今新聞にて承知
仕驚入り候御宅皆々様には御怪我等の事
無之候や不取敢葉書を以て御見舞申上候
早々

類語||(災難見舞に適用するもの) 鎮火 僥倖 天災
周章 驚愕 手掛 暴風雨 烏有

右 返 事

當方水害に付早速御見舞下され辱く奉存
候全く寢耳に水にて驚きのあまり一日は
裏の小山に避難致候ひしが幸に減水早く
一尺ばかり壁をぬらしたる位にて相すみ
一同喜び居り候先は御返事のみ委細は後
便に可申上候匆々 不一

類語||(災難見舞に適用するもの) 豪雨 近火 類焼
霖雨 堤防決潰 流出 氾濫 浸水 傷害 安
否 心許なく 警鐘 駆付 不幸中の幸 俄然
狼狽

三、暑中見舞の文

拜啓昨今の炎暑は取り分け堪へ難く御座
候處御家内御一同如何渡らせられ候や御

伺ひ申上候當方御蔭にて老人始め皆々變りなく暮し居り候間乍憚御安心下され度候本年は何方とも流行病多きやうに候處御地方は如何に候哉時節柄御自愛の程祈り奉り候 匆々

右返事

來諭の如く酷暑の砌に候處御祖母様始め皆々様御壯健の由欣喜の至りに御座候次に私方も御蔭を以て一同無事に暮し居り候間御休神下され度候御尋ねの流行病は幸に當村には無之目下しきりに清潔法を施行致し居り候先は御返事まで尙時候御厭ひなされ度候 不宣

類語 大暑 嚴暑 勇勝 惡疫 愛護 攝生

四、火事見舞の文

昨夜は不慮の御近火にて嘸々御心配被遊

候事と存候幸人寄宜敷類焼御免れなされ候由何よりの義と存候皆々様別段御怪我もなく被爲居候哉不取敢右御見舞申上候 草々

類語 不幸中の幸 風もなく 無難 御避難 御立退 不慮の御禍 驚入候 新聞紙にて承知

五、悔の文

拜啓御父上様には久しく御病氣の處御養生叶はせられず遂に御逝去遊ばされ候趣御一同様御愁傷の程御察し申上候さりながら御介抱上に聊かの御手落もなく人事のすべてを御盡しなされし事に候へば此上は天命と御諦め遊ばされ後々の御營み肝要と存じ奉り候不取敢御悔申述候頓首

類語 長逝 瞑目 哀悼 追善 御新靈 弔詞 御嘆 甲斐なく 御葬送

名刺の折り方
哀悼の場合
裏の方へ折る

廣告文

一、賣出廣告

各位益々御健勝奉賀上候借弊店儀毎々御引立を蒙り御蔭を以て日増に繁昌に趣き難有奉存候就ては御禮をかね來る何日より何日まで中元賣出可仕候何々品各種新荷相揃候に付多少に拘らず御用仰付被下度猶賣出中は尨景進呈仕るべく候間賣出し當日より賑々敷御來車の程奉願上候 頓首

二、開業廣告

弊店儀今回御華客の御勧めに従ひ來る何

月より左記の場所に於て何々店開業仕り誠實薄利に勉強可仕候間賑々敷御來車御引立被下度奉願上候 敬白

三、移轉廣告

弊店儀今般業務擴張の爲左記の場所に移轉いたし一層誠實を旨とし御愛顧に報ひ可申候に付舊に倍々御引立の程奉願上候 敬具

電信文

- 注意 1. 電信文は簡單明瞭に認むべし
2. 電信文に用ふる文字は片假名と數字の一二三四五六七八九〇に限る 又記號は括弧() 「」句讀點、長音符「ー」などなり
3. 數量はすべて略記法にて十を一〇、五十を五〇、百二十五を一二五などと書くべし
4. 濁音の字の次は一字分だけ空位にすべし、是れ濁音は二字に計算するによる

267
674

本盛堂營業種目

書籍 新聞
理化 器械
博物 標本
樂器 運動具
文房具 消火器
謄寫板及
附屬品類

發賣所

河藝郡神戸町

本盛堂

電話 二〇八八
東京振替 二〇八八

明治四十五年三月十五日印刷
明治四十五年三月二十日發行

正價金拾五錢

三重縣河藝郡神戸町大字本多町五拾三番五號
著者 小林恭三郎
三重縣河藝郡神戸町大字新町四百八拾四番地
發行者 本田善平
三重縣津市藏町參拾參番屋敷
印刷者 淺倉重吉
三重縣津市藏町參拾參番屋敷
印刷所 永原活版部
(電話三二六番)

斯民の友附錄終

5. 意味の両様に取らるゝが如き語は用ふべからず
6. 方言は用ふべからず
7. 發音を誤らざるやうにすべし
8. まぎらはしき文字例へばアス、スヌ、ニニ、ミ三、ハ八などは特に注意して書くべし
9. 疊音の語例へばチチ(父)ハハ母の類をチ、ハ、と書かざるやうにすべし
10. 發信人の住所は先方にてわかる限り畧し又先方にて想像し知ることを得る以上は自分の氏名も畧して可なり
11. 電信文には敬語を用ふる必要なし、従つて宛名にも殿様等を書くに及ばず
12. 電報頼信紙は電信局にて請求すれば與へらる



終

